

1 会議名 決算特別委員会（第2日）

2 開催日時 平成23年9月13日 午前10時00分～午後4時46分

3 会場 第5会議室

4 出席者

2番 黒川美克、 4番 浅岡保夫、 6番 幸前信雄、
8番 杉浦敏和、 10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、
14番 内藤皓嗣、 16番 小野田由紀子

5 欠席者

なし

6 傍聴者

磯田義弘、柳沢英希、柴田耕一、北川広人、鷺見宗重、磯貝正隆、
小嶋克文

7 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長

経営戦略 GL、危機管理 GL

地域協働部長、地域政策 GL、財務評価 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、税務 GL、収納 GL

収納 G 主幹

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、保健福祉 GL、保健福祉 G 主幹

こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL

都市政策部長、都市整備 GL、都市整備 G 主幹、都市整備 G 主幹

上下水道 GL、地域産業 GL

行政管理部長、人事 GL、人事 G 主幹、行政契約 GL、情報管理 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計管理者

代表監査委員

議選監査委員

監査委員事務局長

8 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

9 付託案件

認定第 1 号 平成 2 2 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 2 2 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 2 2 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 2 2 年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 2 2 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 2 2 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 2 2 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 2 2 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 平成 2 2 年度高浜市水道事業会計決算認定について

10 会議経過

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は、全員であります

す。よって、本委員会は、成立いたしましたので、これより会議を開きます。
昨日、当局側より資料の一部修正したいということで、申し出がございましたのでこれを許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 当局側の説明をお願いします。

説（福祉部） お詫びと、訂正をさせていただきたいと思います。主要施策成果説明書で誤解を招く記載がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。174ページでございます。文書の記載位置の訂正をお願いするもので、ページの中間に太文字で「2 地域医療振興事業」と書いてございますが、その下に、「(1) 負担金、西三医学会負担金5万円」というのがありますが、これは、高浜市立病院の移譲に関する協定書に基づく医療法人豊田会への財政支援ではないことから、太文字の「2 地域医療振興事業」とそれに続く「高浜市立病院への経営形態変更に伴い」の間の行に記載すべきものでありましたので、記載位置の訂正のほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 よろしいですか。

問（12） 要するに、救急医療事業の下にという意味なのか、地域医療振興事業の下にという意味なのか、ここではないというのはわかりましたが、どこに入れるかというのが、はっきりしないので、もうちょっと詳しく教えてください。

答（福祉部） 太文字の「2 地域医療振興事業」の下でございます。

委員長 よろしいですか。それでは、ただいまより、一般会計、7特別会計及び1企業会計についての質疑を行ってまいります。一般会計につきましては、歳入、歳出と分けて、質疑を行ってまいりたいと思います。一般会計の歳入は一括質疑とし、歳出につきましては、款ごとに分けて質疑を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに、歳入、歳出一括にて質疑を行います。また、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲

を超えないようお願いいたします。また、当局におかれましては質疑に対し、適切なるご答弁をいただきますようお願いいたします。質疑に当たっては、主要施策成果説明書、または、決算書のページ数をお示めしいただき、必ずマイクを使っていただきますよう、あわせてお願いいたします。なお、質疑漏れにつきましても、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に、質疑漏れの部分について、質疑を許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、休憩中に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、ご了承ください。

認定第1号 平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
《歳入》

問（14） 主要成果説明書のほうの6、7ページのところの款別歳入一覧表のところで、不納欠損と収入未済額のところがありますけども、市税、それから11款の分担金、負担金、それから、12款の使用料及び手数料、このところに、諸収入もありますけども、欠損の金額が載っております。この要因というか。それと収入未済額の要因と。それらについて、お聞きしたいと思いません。

答（収納） いま御質問いただきました、不納欠損につきまして、まず御説明させていただきます。不納欠損額でございますが、平成22年度、市税全体で、645件ございました。金額は、2,735万3,914円でした。前年度と比べますと、件数では、71件。欠損額では、1,797万0,925円の減となっております。減少の要因といたしましては、固定資産税及び都市計画税の高額な不納欠損処理、100万円以上を目安としておりますが、こういった高額な不納欠損処理が、平成22年度は皆無であったことが主な要因と考えて

おります。固定資産税につきましては、不納欠損額、269万3,154円となり、前年度に比べまして、1,171万7,258円減少しております。そして、もう一つ大きな要因として考えられますのは、平成21年度4月に施行いたしました、高浜市債権管理条例に基づきまして、財産調査等、行いまして無財産あるいは死亡等によって相続人が相続を放棄されたこと等、事実上、徴収不納者につきまして、平成21年度に整理をさせていただきましたことにより、平成22年度は減少したというふうに考えております。それから、収入未済額の件でございますが、収入未済額につきましては、現年度分と滞納繰越分をあわせて、市税全体で前年度に比べまして、2,452万2,799円、4.4ポイントの減少となっております。大きな要因といたしましては、市税全体の平成22年度調定額。こちら、現年度分と滞納繰越分をあわせまして、84億9,917万6,053円となっております。この調定額ですが、前年度と比べますと、1億5,914万3,338円、1.8ポイント減少しているということも、一つ大きな要因として考えられます。ただ、この収入未済額が減少したことにつきまして、そういった要因も含めた上で、やはり、私ども収納グループ及び税務グループにおきまして、年間を通じて計画的に税収の確保に向けまして集中的なさまざまな滞納整理活動をしてまいりましたので、このような減少につながったのではないかと考えております。

答（こども育成） 11款、分担金、負担金の不納欠損、未収入について御説明させていただきます。これ主なものは保育所保育料負担金の未収入額でございます。未収入額としては、65万9,950円、7世帯、10人分の未収入額でございます。特に21年度までの過年度分が34万2,210円、22年度分で、31万7,740円という形になっておりまして、これらは、生活困窮を理由で、いま、滞納されておるという事由でございます。それから、不納欠損の額の主なものといたしまして、85万7,850円になりますが、これにつきましては、14年度から17年度分までの保育料でございます。15、16、17というのは、時効がきて不納欠損となりますが、14年の分は55万4,500円でございます。これにつきましては、分納請求、この方、実は1人の方でございます。分納でお支払いをするということでしたが、現在失業

中で生活のめどがたたないということで、今回、分納請求されておりました分も含めましてですね、不納欠損という処理をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

答（市民生活）　続きまして、12款、使用料及び手数料の不納欠損の177万4,700円でございますが、これにつきましては、住宅使用料に伴う債権放棄というところでございます。若干、経緯を御説明させていただきますと、市営住宅に入居されておりました債務者に係る住宅使用料の滞納額、277万4,700円のうち、177万4,700円を債権放棄をさせていただいたものでございます。経緯といたしましては、この債務者につきましては、顧問弁護士による滞納家賃の納付相談を実施いたしましたところ、消費者金融への多重債務者の存在が明らかになったことから、顧問弁護士の紹介による弁護士事務所を通じまして、債務整理を行ったところ115万円の過払い金の回収に成功したことを受けまして、債務者の債務整理を担当いたします弁護士事務所から本人の生活を立て直すため、回収した過払い金のうちの100万円の一括弁済を条件に、その余りの請求につき放棄して欲しい旨の陳述書が提出を受けております。これを受けまして、財産調査の実施をしたところ、債務者については差し押さえるべき資産がないこと、体調不良による未就労の状況が続き、今後も資力の回復の可能性がない。ということ。以上のようなことから、債務の回収は困難と認められるため、顧問弁護士の意見等も踏まえ、高浜市債権管理条例第12条第2項の債務者が著しい生活困窮状況、いわゆる、生活保護法の適用を受け、また、これに準ずる状況であり、資力の回復が困難と認められるときに該当するものとしたしまして、残債債務177万円4,700円について、平成22年7月30日をもって債権放棄をさせていただいたというものでございます。

答（保健福祉主幹）　諸収入の不納欠損及び収入未済につきましては、高浜市立病院の診療費についてのものでございます。病院の診療費でございますが、平成17年11月21日の最高裁におきまして、公立病院における診療に関する債権は民法第170条第1号の規定による、民法上の債権となりましたので、3年で消滅時効を迎えることとなりました。このため、平成18年度以前の未

収金、71件分、159万4,470円を不納欠損したものでございます。また、収入未済額につきましては、主に平成19年度及び平成20年度の診療費の未収金、56件分、92万9,920円につきまして、引き続き徴収業務を継続しているものでございます。

問（14） 住宅の家賃といたしますかね、この件ですけど、21年度から市長の専決事項の中に調停が組まれまして、先ほど説明ありましたけど、弁護士さんをお願いして、納税を促すといいますか、支払いを促すとか、あるいは、いろいろな御指導されておるとおもいますけども、その成果というんですかね。22年度どれくらいの未収金が収入されたのか、その成果と費用対効果の関係をお聞きしたいのと、家賃を滞納されている方に、市営住宅ではなくて、借り上げ住宅の方も入っているのかどうかも、その辺もお聞きしたいと思います。それから、16、17ページのところに税別の年度比較表というのがございますけども、予算現額の中の市税の合計のところの左下のほうに滞納繰越が6,208万2,000円となっております、収入済額の22年度のところが、1億1,707万7,848円ということで、当初、6,200万余のときには、繰越金の約17、8パーセントを回収するというので予算を立てられたと思いますけど、それに対して、約倍近い1.9倍の収入済額があるわけですけど、これも、先ほど説明もありましたけども、非常に努力されたのか、何かそういう好条件があって、倍近い回収ができたのか、お聞かせいただきたいと思います。その2点。

答（市民生活） まずもって、先ほどの答弁の中で収入未済額の御説明がなくて、大変申しわけございませんでした。収入未済額の4,906万2,229円の内訳でございますが、現年度と過年度分というのがございまして、現年度分が、477万5,116円、これ、過去からの分で、お支払いが滞っている過年度分につきましては、4,428万7,113円ということで、合計が先ほどの、4,906万2,229円というふうになってございます。御質問いただきました、顧問弁護士さんによります成果でございますが、具体的な金額というのはお示しができないんですが、収入率でございますが、21年度、顧問弁護士さんによる納付相談を実施しなかったときが、88%でございました。

昨年、顧問弁護士さんによる納付相談をやらさせていただいたところ、収入の率がですね、現年度に限って93.6%と5.6ポイントの上昇ということで、この数字で、この成果があったというふうに私どもは感じております。後、家賃の未納につきまして、借り上げ住宅にもいるのではないかとということで、残念ながら借り上げ住宅の方もおりまして、現在、入居者、退去者合わせて28件の滞納の方がおるという状況でございます。

答（収納） 市税の滞納繰越分、予算額に対して収入済額がふえている結果として、どのような取り組みを行ったかということでございます。委員、御指摘のとおり、予算額に対しまして収入済額、2,700万ほど多くなっております。これにつきましては、ふだん、私ども収納グループが窓口での納付相談を始めまして、年間を通じまして計画的に期間を設定しまして集中的な滞納整理活動を実施いたしております。具体的には、夜間の臨戸訪問、あるいは催告書等送付、そして、県内の市外への滞納整理活動等行っております。もう一つ土日開庁での収納というの大きな成果をあげていると考えております。また、昨年度につきましては、緊急雇用創出基金を活用いたしました、債権回収コールセンター、こちらの方も大きな成果をあげているというふうに考えております。このような成果とともに、後、債権管理条例ができてまして差し押さえ等の法的措置も行使させていただきまして、そちらの方も換価された額が、4,000万円ほどございました。こういったこともございまして、収入済額が予算額に対しましてふえているという結果になっていると考えております。

問（14） とりあえず、ここで閉めて。

問（16） ページ数で、10ページ、11ページ、市税ですけれども、この収入未済額が前年比で98.6%と、やや落ち込んでいますけれども、その理由についてお伺いします。10ページ、11ページ。

委員長 主要成果の方でしょうか。

（16） 主要成果説明書ですね。収入済額です。

答（収納） いま、御指摘ございました、市税の方でございしますが、収入済額が、昨年度に比べて1,800万円ほど減少しているのは、どういった理由かというものでございます。こちらにつきましては、主な要因といたしましては、

やはり、全体の調定額というものが、大きく減少していることが、こちらの方に響いていると思います。先ほど申しましたように、私ども、税務グループ、収納グループ合わせましてさまざまな徴収に向けた滞納整理活動を行ってまいりましたが、やはり、調定額の減少に対しましてどうしても、収入済額の方がそれに付随した形で下がってしまっているという実態があるということは否めないと考えております。

問（16） それで、法人市民税の23年度現在の現況と今後の予測ですけども、そして、24年度の予算の見通しについてはどうでしょうか、お伺いいたします。

委員長 小野田委員、ページ数はどこのところでしょうか。

（16） 11ページで。市税の中の。

答（税務） 法人市民税の今年度の状況ということでございますが、今年度の状況につきましては、8月分までの調定が上がっておりますが、金額にしまして、3億9,000万ほどとなっております。昨年同時期の比較で申し上げますと、22年度が、3億1,000万ということでございましたので、約8,000万ほどの今年度は増という状況でございます。また、23年度の当初予算と比較をいたしますと、23年度の当初予算比較では、4億1,000万の予算額に対しまして、8月末現在で、95%ほど収入済みで調定が上がっておりますので、結果ですね、23年度の決算見込みでは約6億の決算見込みということで、今、試算をしておるところでございます。24年度等の見込みということでございますが、いまの経済状況の中でトヨタ関連におきましてもですね、24年3月決算の見込みを約3割減ということで見込んでおられるということで、今後ですね、円高等々、震災の関係もございまして、まだまだ、こう先行きというというのがですね、法人市民税につきましては非常に不透明な状況となっておりますので、ちょっと、あの状況というのが、なかなかつかみづらいというのがございますので、御理解願いたいと思います。

問（16） それから、14ページですね。ここの4の扶助費ですけども、21年度構成比が、14.8%から、22年度が、21.9%と大幅にちょっとふえてますけども、その理由についてお伺いしたいと思います。

委員長 歳出の関係になりますので、後ほどで。

問（１２） 個人市民税の収入未済とか。

委員長 何ページ。

問（１２） 失礼いたしました。決算書の１０ページ、１１ページです。１００ページですね。いろいろ聞きました、その中で、法人市民税についても、景気、取り戻しているというようなお話もでしたが、私ども市の財政といいますか、安定財源、確保するという点でも、法人市民税のあり方について改善を求めてきましたが、直近の超過課税ですね、全国の実施状況、ということと、高浜がその点で今後、法人市民税のあり方につて改善の考えがあるのかどうか。それについて伺いたいと思います。

答（税務） 法人市民税の関係の税率の全国の状況ということで、まずお答えさせていただきますが。実はちょっとですね、資料がですね、まだ届いておりませんので、全国の状況というのは昨年度の、２２年の４月１日現在でお答えさせていただきますと、全国の状況で、全国市町村、１，７２７団体でございます。標準税率の１２．３％の採用が、７２４団体、全体の４１．９％になっております。一律超過課税の団体が、７６９団体、全体の４４．５％。それから、合併による不均一課税が、２６団体の１．５％。それから、資本金等の区分による不均一課税が、２０８団体、１２．１％ということで、何らかの不均一課税というものは、１，００３団体の全体の５８．１％という状況でございます。それから、法人税の税率の関係でございますが、これも、たびたび御質問いただいております。本市の考え方といたしましては、地方税法に定めております、標準税率を基本として行っております。ということでですね、今現在、実施する考えは持っておりませんのでよろしく願いいたします。

問（１２） 資料、見させていただきますと、参考資料ですと増収見込み額が資本金１０億円以上の法人への不均一課税ということで、４，８４６万８，０００円という増収見込み額がでているんですが、法人市民税は財源としては非常に、ばらつきがあるとは思いますが、東日本の大震災なんかあって、大変な不況が続いているわけですね。その要因の一つには、大企業の内部留保を含めて、資産の溜め込みがあると、２５７兆円にも超えるような蓄えが大企業には

あるということで、天下の回り物って言われるようなお金が、世の中に回らなくなっていることが大きな要因だと思うんです。不要不急の大型公共事業という点では、東北でも鉄道の再建そっちのけで高速道路を最初につくるような動きがありますから、こういうのを見直して、それから、米軍の思いやり予算とか原発の推進経費が3,500億円ぐらい、お金、使ってます。これもやめると、政党助成金もやめると、そうやって、やっていけば、震災の復興財源も浮いてきますし、ぜひ、高浜市としても、そういう面でも、この不均一課税を実施していただきたいと思うんですが、そういう点で、どうなのかという点と、全国の自治体の超過課税の実施状況はお話ありましたが、市、段階ではどうなっているか、お示しをいただきたいと思います。

答（税務）　まずは、税率の関係でございます。現在のですね、法人の状況といたしましても御案内のとおりですね、平成20年の10億がピークになって、21年が、2億、22年が5億ということで、非常にばらつきのあるところでございます。先ほどお話がありました、資料要求、うちのほう、おだしをさせていただいておりますが、10億円以上の法人の状況でございますが、今年度は、制限税率まで延ばすと4,800万ということで、その前がですね、昨年度が、700万ということで、非常にばらつきがあるという中でですね、当市といたしましても、均等割、法人市民税というのが、均等割を除きまして収益の課税を基本としております。こういったばらつきの中でですね、税込、先ほど、委員も言われました、安定財政と、安定性につきましてもですね、非常に浮き沈みがあるということでございますので、そんな中でですね、税率の超過課税ということはですね、当市といたしましても考えておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。それから、全国の市段階の状況でございますが、先ほど言いましたとおり、全国の分につきましては、まだ、資料、整っておりませんので、昨年度の状況で言いますと、全国の市の状況は、全市786団体でございます。標準税率の採用が、176団体の全体の22.4%。それから、一律超過税率が、407団体で51.8%。それから、合併による不均一課税、これが、26団体で3.3%。資本金等の区分による不均一課税が、177団体の22.5%。何らかの不均一課税を行っている団体は、全体の61

0 団体で、77.6%とという状況でございます。ちなみにですね、愛知県下の状況は、これは、23年の4月1日現在がでございますので、ちなみに申し上げますと、愛知県の状況につきましては、54市町村中、13市1町の25.9%が何らかの不均一課税を実施しているという状況で、全国とは愛知県下の状況は違うということは御理解願いたいと思います。

問（12） 愛知県が少ないから、全国と違うからというお話ですが、これはやっぱり、愛知県が遅れているということであって、愛知県が少ないからやなくていいというお話とは違うと思うんです。法人税では証券優遇税制なんかもありますし、これは株で取り引きしたり、配当に係る税金が日本の場合は、たった10%なんですね。これを、また継続しようとしてますが、外国では、アメリカでも、フランスでも、イギリスでも、皆、株に係る税金30%前後になっているんですね。そういうこともありますので。

委員長 内藤委員、質問は簡潔にお願いします。

問（12） はい。ぜひ、不均一課税を実施していただきたいと思うんですが、約8割、約77.6%、全国で類似団体の中でもそれぐらいの、じゃない、市の段階でもそれぐらいの状況があるというお話ですから、ぜひ、不均一課税をやっていただきたいと思っています。それで終わります。

問（14） 主要成果の28ページの地方交付税のところですけども、普通交付税を22年度、2億0,789万円交付されているわけですけども、この理由と今後も、多分、この23年度も交付予定だと思いますけど、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。それから、37ページの市債、22年度の市債、7億0,800万、なっておるわけですけども、22年度末での市債残高がどれくらいになっているのかということと、それから、今後どういうふうにあふえていくのか、減っていくのか、その辺の見通しとですね、それから、何年先か、10年ぐらい先になるかもしれませんが、今、話題になっている、その公共施設の更新等で先行き多大な財源を必要となってくるとは思いますけども、そういった中で、いまの市債をどういうふうにあふらしていくのかなということのこの基本的な考え方ですね、とりあえずは、この間の報告にもありましたように、実質公債比率はだんだん、年々減ってきておりますし、将来負担率も減

ってきて、財務的には良くなってきているけど、いつかはまた、そういう逆の方になっていくような感じもするわけですけども、その辺のことについてもお聞きしたいと思います。

答（財務評価） それでは、第1点目の地方交付税の交付の理由、それから今後の見通しはというところでございますが、地方交付税につきましては、基準財政収入額が基準財政需要額を下回った場合に交付がされるものでございます。平成22年度におきましては、基準財政収入額がリーマンショック等の影響で、トヨタ関連企業、収益の低迷とそれに伴う還付金の支出により、平成21年度の法人市民税が大幅に落ち込んだことを受けて、大幅に減少したため基準財政需要額を下回ったことが要因としてあげられます。今後の見通しでございますが、平成23年度につきましては、算定の結果ですね、22年度に引き続き交付がされることとなっておりますが、現段階では、2億6,949万7,000円というふうになっております。24年度以降、来年度以降につきましては、今後の国の動向や東日本大震災による経済情勢への影響などにより基準財政収入額の伸びが期待できないことから、引き続き1、2年は交付されるのではないかとこのように考えておるところでございます。それから2点目の市債の件でございます。22年度末の市債の残高、一般会計における残高でございますが、113億8,432万円余りというふうになっております。今後もですね、中期財政計画の目標に掲げておりますプライマリーバランスの黒字をですね、念頭におきまして、市債を借りていけばですね、早ければ、3年後には残高が、100億円を切ってくるというふうに考えております。残高のピークが平成11年度でございました。約160億円ございましたが、それと比較をしまして、60億円程度の残高の圧縮が図ることができるというふうに考えております。それから、公共施設の関係で、今後の市債の借り入れについて、どのような考え方で行くのかというところでございますが、基本的な考え方といたしましては、市民福祉の向上に不可欠な公共施設を始めとする社会資本整備において、建設時の市民がその費用の全額を市税で負担することは困難だというふうに考えておきまして、税負担の公平性を欠くため負担の平準化を図る観点から必要に応じて市債は発行していかなければならないというふうに考えております。

市債の発行に際しましては、プライマリーバランスの黒字を維持しつつ、地方交付税の影響や金利など市場の現況を将来の財政計画などといった、さまざまな条件を勘案して、本市にとって最も有利でかつ必要最小限という範囲内で効率的、効果的に市債を発行していくことで、地方債残高の圧縮に努めていくということを基本に考えております。なお、地方債の発行につきましては、地方自治法第230条第1項におきまして、公共団体は、予算の定めるところにより地方債を起すことができるというふうにされておりました、同上第2項では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は予算でこれを定めなければならないというふうにされておりました、起債につきましては、予算という形で議会の皆さまのコントロールを受けることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

問（14） 先ほど、普通交付税のところ、国の動向によるというようなことを言われたですけど、いわゆる、基準財政需要額とか収入額というもの、算定が国の動向によって変わってくるものなのかどうかということと、ついでですので、その2番目の特別交付税のところですけども、ちょっとお聞きしたいのは、普通交付税では算定されなかった部分について、特にこう収入が減ったとか、あるいは、災害等で特別な需要があった場合に考慮されて交付されるというふうになっておりますけども、これは、地方自治体のほうが、これこれこういう理由でこれだけお願いしますというような形で申告というんですか、申請されると思うんですけど、その申請された金額と、これとが、一致してるのか、どういう所でどういう算定がされるのか、その辺もついでにお聞きしたいと思います。

答（財務評価） まず、普通交付税のほうでございますが、国の動向によってということになりますが、毎年、地方交付税法につきましては、国の経済状況であるとかですね、そういったものを踏まえて改正がされているということになりますので、その普通交付税を算定するに当たっての単位費用であるとか、そういった内容がですね、変更になるというふうに御理解をいただきたいと思っております。それから、特別交付税の方につきましては、国の方から県を通じて依頼があるわけなんですけど、必ずしも金額で報告するものもあつたりですね、

人数、件数等で報告するもの等いろいろありまして、必ずしもその申請した金額がそのまま交付されるということにはなっておりません。全て全国の状況を踏まえて、上です。金額は配分されてくるということでございますので、よろしく願いいたします。

問（12） 成果説明書の23ページ、市税の中で都市計画税がでていますが、これ、いつも言っているんですが、碧南だとか、いま、合併しましたけれども一色だとか、目いっぱいっていませんけれども、これは、高浜市はどのようにされる予定なのか、引き下げをされる予定はないのかどうか。それと、29ページの11款の分担金及び負担金の中で、社会福祉費負担金が、これかなり減っているんですが、老人福祉の関係が予算で見ますと減ってるかと思うんですが、これはどういうもので減っているのか、ちょっと内容をお示しいただきたいと思います。それから、30ページが12款の使用料及び手数料、保健衛生使用料がかなり減っているんですが、これと、住宅使用料、先ほどもでしたが、いろいろ工夫をしてみえることは承知してますが、今、何軒、入っていて、何軒、空き家になっているのか、先ほど50%、どうのっていうお話があったと思いますが、はっきり、何軒、入ってて、何軒、入ってないのか、何軒、空き家なのか、その辺りをお示しく下さい。

答（税務） まずは、都市計画税の税率の引き下げの考えはという御質問でございます。現状におきまして、都市計画事業費というものが、都市計画税をまだ大きく上回っております。その中で、税率の引き下げにつきましては、現在考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

答（保健福祉） 社会福祉費負担金に関係がありますが、これは、養護老人ホームの入所者の負担金であります。平成21年度、232人の入所者でありましたが、22年は198名となっております。34人、減員となったことによる減となっております。

答（市民生活） 公共住宅での入居状況でございますが、まず、市営住宅でございますが、9月1日現在で、144戸中、142戸の入居ということで、空きが2、入居率については、98.6%。この2戸につきましては、今月20日に抽選会を控えておりますので、近々、100%になろうかと思っております。借

上公共賃貸住宅につきましては、78戸中、40戸の入居、空きが38、入居率につきましては、51.3%という状況になっております。

問（12） 都市計画税のほうですが、ちょっと聞き忘れましたが、収入未済額が、2,386万ですか、ありますが。

委員長 ページ数は、どこですか。

問（12） 100ページ、101ページですね。住宅のほうの関係ですが、借上公共賃貸住宅が、約半分、入ってないということなんですが、契約しているのは何年で、いつまでかということと、ぜひ、契約している、していないにかかわらず、約半分も空いていたら、普通の大家さんだと大変なことになりますので、ぜひこれ、家賃が高いのも大きな問題だと思いますので、家賃を下げるとか、工夫をして全部、効果がでる改善といいますか、何か方策をもってみえるのかどうか、その点お示してください。

答（収納） まず、決算書の100ページ、101ページの都市計画税、収入未済額がふえていると言う御質問でございます。こちらにつきましても、先ほど、市税全体で申し上げましたが、やはり、全体の調定額のほうが大きく下がっておりますので、これに合わせまして収入済額が減った分、収入未済額がふえているという状況になるかと考えております。

答（市民生活） まず、借上公共賃貸住宅の契約の期間でございますが、一番古い物が平成5年に契約をしておりまして、満了いたしますのが、平成25年3月31日、平成24年度をもって満期となります。次に、エクセル湯山につきましては、平成26年3月31日、ロイヤル八幡については、平成27年3月31日、パークビレッジにつきましては、平成28年3月31日、ビラ湯山、ハイツセブンにつきましては、平成29年3月31日と、毎年一つずつ契約が満了いたすということになります。続きまして、家賃の値下げということでございますが、実は、昨年来からオーナー様との定期的な会合を開いております。こちらのほうからも、こういった形で家賃の値下げということはお願いできませんかということで、何度か打診はしておりますけども、基本的には、今、オーナー様と私ども市の契約の中で、その金額を下げるということには至っておらないというのが現状でございます。そこで、現在38戸の空きがあるという

現実もございますので、これまでの入居率を高めるために不動産会社さんへのあっせん契約をつくってみたり、案内看板等を設置をしております。加えて、今年度、民間のその手法をですね調査するために、大手アパート会社さん4社、担当者、派遣しまして勉強をさせていただいております。加えまして、私とですね、センター長がですね、営業部長、課長になりましてですね、市内の大きな企業さんに、社宅とかアパートを希望される方がいたらぜひとも使ってくださいということで営業活動もさせていただいておりますので、引き続き、入居率のアップするためにですね、さまざまな努力をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

答（収納） すみません。先ほどの発言で少し訂正をさせていただきたいと思っております。収入未済額の方ですが、都市計画税収入未済額がふえているというふうに申し上げたのですが、収入未済額、76万2,000円ほど、昨年度より減っております。以上、訂正をさせていただきます。

問（12） 借上公共賃貸住宅のほうですが、工夫をしてみえるということは、わかりますが、なにしろ38戸も空き家があつては大変ですので、これぜひ、一刻も早く、25年に期限が、まず、最初のやつは期限が来るということもありますが、この25年に期限がくるのに、空いているところというのはどれくらいあるのですか。

答（市民生活） センチュリー21でございますが、22戸中、入居が6ということで、16の空きという状況になってございます。

問（12） 大変な空き家ですので、これはぜひ大家さんにしてみれば、入らなくても市のほうから負担してくれるでいいということかもしれませんけども、そのまま負担しているのでは大変ですし、今いる方たちもちょっと下げて、空家のほうも家賃を下げるというような工夫もして、ぜひ効果がでる改善を求めたいと思いますが、ぜひ、その点で、もう一度お願いいたします。

答（市民生活） 先ほど、委員の御質問の中で、オーナーさんが市からお金が入るからというお話もありましたが、この入居率が低い状況で、3月31日にお返しすると、4月以降はオーナー様の入りがその分減りますので、オーナーさんにとってもこの入居率上げるというのは、私ども同様に最重要課題となっ

ております。先ほど申しました、市内の大手企業さんへのPRだとかそういったことも引き続きやってまいります。オーナーさんのお考え、いい知恵をいただきましてこの入居率のアップ、これに向けた取り組みを続けさせていただきます。

問（12） ぜひ、効果がでるような方策をお願いしたいと思います。33ページですが、15款の財産収入で、財産運用収入のところ、約半分くらい減少しているわけですが、三高駅前ビルといきいき広場なのかどうか、その点をお示しください。35ページの13款、諸収入のところ、貸付金の元利収入、市民生活安定資金信用貸付金元利収入、800万、中止になりましたが、今後個人の方が申し込む場合、どんなところが今後あるのかというのをお示しをいただきたいと思います。36ページですが、19款の諸収入で、保育園収入と幼稚園収入というのがありますが、保育園や幼稚園の保育料とか授業料とは違うと思いますが、これ、どういう収入でなっているのかお示しをいただきたいと思います。

答（都市整備） 財産運用のですね、不動産貸付なんです、22年度と21年度で50%の減になっているということで、三高駅西の再開発ビルの賃貸借が減になったということで減になっております。

答（こども育成） 36ページ雑入の保育園収入の中身という御質問であろうかと思いますが。これにつきましては、まず、主なものといたしましては、休日保育の利用収入、これが今年度が73万6,500円。それから一時保育事業、こちらが322万6,750円という収入でございます。そのほかに職員の給食の天引き料もそこに入っております。それから幼稚園収入でございますけども、これにつきましては、夏季預かりを実施しておりますので、夏季預かりの利用者の利用料といいますか、そういった収入になります。

答（市民生活） 市民生活安定資金の新規の貸付の廃止に伴います、他の借入先でございますが、社会福祉協議会様ですとか、民間の銀行でライフローンですとか、そういった形でチャンネルがかなり用意されておりますので、そういったところを窓口にと今、考えております。

問（12） 市民生活安定資金のほうですが、社会福祉協議会はわかりますが、

銀行の何とかローンというのだと、ある程度銀行に貯金がしていないとだめだ
と思うんですが、その点どうかということと、それから、もう一つ、児童クラ
ブの収入のところ、36ページですね、1,448万7,000円、でてい
ますが、生活保護家庭で預けているお子さんだとか、一人親家庭の子どもさん、
どれくらいみえるのかということと、生活保護家庭のお子さんは児童クラブの
保育料はでないと思うんですが、一人親家庭の子どもさんで複数預けている子
どもさんなんかは、どれくらいみえて、全然減免制度もありませんので、そう
いう考えはないかどうか、その点をお示してください。

答（市民生活） 民間金融機関さんの貯金がないと貸してくれないというよう
な御意見でございますが、それぞれ金融機関さんのほうで融資の審査の条件と
いうのは、いろいろあろうかと思えますけども、その辺りですべての金融機関
さんの審査状況を私も把握しておりませんけども、そういった状況でですね、
各金融機関さんの融資の審査、その項目にどう当たっているかというところ
であると思えますので、一概に貯金がないからだめだということはないと思っ
ております。

答（こども育成） 児童クラブの生活保護世帯はということでございますけど
も、22年度は1世帯ございましたので、これは免除してございます。それか
ら、22年度の父子、母子世帯でございますけども、44世帯、51人の方が
みえます。うち、3世帯が父子世帯という形になっておりますが、以前からお
話しておりますように、父子世帯、母子世帯のほうについては入園のときにで
すね、点数化するというのもしておりますので、使用料で減免する、免除す
るという考えは持ち合わせておりません。

問（12） その下のところで、市町村振興協会基金交付金というのが2,2
40万9,000円、これはどういうものでどこから入ってくるのか。その点
をお示してください。

答（財務評価） この交付金でございますが、財団法人ですね、愛知県市町村
振興協会から交付されるものになりますけれど、市町村振興宝くじ、いわゆる
サマージャンボ宝くじの収益金をもってですね、交付されるというものでござ
います。

問（１２） その下に新宝くじ交付金というのがあるんですが、これとはまたサマージャンボと別になっているんでしょうか。

答（財務評価） こちらの交付金につきましては、オータムジャンボの宝くじの収益金をもって交付金として交付されるというものでございます。

問（２） 主要成果説明書の３６ページ。雑入のところで主なものということで、資源ごみの回収収益金が２１年度に比べて２２年度が１，４４１万８，５６９円ということで、６９．５％ふえているのですけども、これの内容を教えてくださいませんか。

答（市民生活） 資源ごみの回収収益金の前年度に比べての増というところでございますが、一番大きな要因は、キロあたりの単価が改善されたというところでございます。一つ、二つ、具体的に申しますと、スチール缶が平成２１年４月１日現在の単価が４．２円でしたが、２２年４月１日は１９円４０銭ということで３６３％ほどのアップがありました。続いて大きいのが、雑誌関係で平成２１年が２円だったものが、２２年４月に４円２０銭、そして１０月１日に５円２５銭となりまして、これも１６２％ほどの単価改善、アルミ缶につきましても３６円のもの、９４円５０銭ということでそれぞれ単価が上がっております。実際的に多かったものでございますが、これもスチール缶が単価改善によりまして、だいたい８４万５，９９０円上がっておるというもので、単価増という部分が非常に大きいというところでございます。

休憩 午前１１時０７分

再開 午前１１時１８分

認定第１号 平成２２年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

《歳出》

１款 議会費

質 疑 な し

2 款 総務費

問（８） 主要成果説明書の４４ページ。市民予算枠事業は市長のマニフェスト事業として平成２２年度から始まった事業でありますけども、事業の成果を担当グループとしてどのように評価しているのか、お聞きしたいと思います。それからもう一つ、６３ページ、総合行政推進事業、ここで第６次総合計画の策定、自治基本条例の策定、企画調査などを主に行いましたとあります。市民会議などを立ち上げ、新たな市民参画の手法を用いて第６次総合計画の案を作成しておりますけども、その策定手法などをどのように評価しているのか、お聞きかせいただきたいと思ひます。

答（地域政策） まず、第一点目の市民予算枠事業の実施ということでございますが、開始初年度ということもあり、制度の周知期間、４月、５月に周知して、事業の提案がなされるのかなという不安もございましたけども、主要成果にございます、８団体から１０事業の提案がなされておまして、事業の趣旨である地域のやりたいという思いを実現する第一歩は踏みだせたのかなと考えております。今後、さらに制度の周知を図るとともにですね、事業の効果等の内容を広報等で周知しながら、元気で活力に満ちたまちづくりということが念頭にございますので、市民の主体的なまちづくりを応援していきたいと考えております。第二点目の総合行政推進事業の市民参画の話でございますけれども、第６次総合計画の策定のプロセスにおきましては、かつてないほどの規模で市民との協働の実践の場となりました。素案づくりにおきましては、公募市民と職員のあわせて１４８名で構成する高浜市の未来を描く市民会議ということで、約１年間、１２０回以上の討議を重ねてまとめてきました。成果といたしましては、このような市民参画を徹底したことにより、この計画が、その市民の方々含めて自分たちのまちの計画という意識が強く刻まれて、実行段階におきましても、今、高浜市の未来を創る市民会議が立ち上がってございますように一緒に自分たちができることは取り組んでいこう、また、計画の進行状況を見きわめていこうというようなことにつながったのが成果だと考えております。

問（８） １３団体１８事業ということで、市民予算枠事業が行われております。地域内分権推進型ということでここに掲げられておりますけども、その特徴的な取り組み事例あるいは、成果などをもう少しお聞かせいただけたらと思います。

答（地域政策） 主要成果の４４ページの地域内分権推進型の上から五つ目にございます、湯山クラブさんが実施された「湯山公園の整備とふれあい事業」ということで説明させていただきますが、この事業を始めるに至ったきっかけというのは、一つ特徴があることをございます。まず、防災というまちづくり活動を行ってくる中で、一次避難所である湯山公園ということに対する愛着を深められて、その中で地域住民とのふれあいも大事だねということで、その事業を実践、積み重ねてきた中で、事業が組み立てられてきたと、また企画段階におきましては、子ども会、町内会を交えたアンケート等の実施がされておるということをございます。事業の内容といたしましては、湯山公園においてグラウンドの整備や花壇の移設、遊具のペンキ塗りなどを行って、公園の魅力を高めるとともに防災を絡めた世代間の交流事業が行われてきたということをございます。現在お聞きしております成果といたしましては、一次避難所としての意識が高まって、防災に対する活動が活発になってきたということと、花壇の手入れや公園の草取りなどが自主的に行われるようになってきた。また、子どもが安心して遊べる環境が整ってきたなどの声をお聞きしております。

問（１０） 主要成果説明書７２ページですけども、備蓄品の購入ということで、今、アルファ米ですとかアレルギー対応食、飲料水とありますけど、今後これの積み増しというのですか、これがマックスなのか、これ以後ふえていくのかお聞かせ願いたいと思います。

答（危機管理） ただいま委員から御質問のありました備蓄品の食料といたしましては、現在、アルファ米のほうを１万８，０００食、それから飲料水につきましては、１万８，０００リットルにつきまして市内３箇所の備蓄倉庫のほうで備蓄をしております。今年度につきましては、６月補正で御議決いただきましたので、補充分につきましては、現在契約して納品を待っている状況をございます。今後備蓄品をふやすかどうかにつきましてですが、今回の東日本

大震災の被災地の状況をいろいろな会議等でいろいろな意見をいただくと、やはり現在備蓄している食糧に加えまして、日用品の不足、それから体育館等におきましては、個人の空間づくりという、屋内用の間仕切り等が活躍していました一方その調達に関しまして、かなりの時間を要したというのが、経験上得ることができました。本市におきましては食料と水については地域防災計画上の避難者に対応するように整備はしておりますが、現時点におきましては、間仕切りだとか、今回教訓として得たものにつきましては、県内の市町村の備蓄状況を勘案しまして、新たに計画的に整備を進めていきたいと考えております。

問（10） 同じページの4番目に水防業務に関する事業とあります。住民の人たちの参加をいただいて、水防訓練、そして消防団員による水防の警戒、樋門の操作とありますが、この事業内容を説明していただければと思います。

答（危機管理） 72ページにございます水防業務に関する事業につきましては、高浜市消防団のほうに業務を委託している形になります。業務内容といたしましては、水防訓練ですね、今年でいきますと23年の5月の29日に実施いたしました稗田町、向山町の合同の水防訓練の際に、消防団の皆さまにも樋門の訓練だとか、点検のほうを行っていただいております。また、今年になって3回台風がございまして、特に6号、12号につきましては消防団のほうにも待機をしていただきまして、高潮注意報がでて、樋門操作を行う場合には現地等に行っていただき、樋門の操作につきましては、高浜市水防計画、並びに高浜市地域防災計画上におきまして、各分団で担当部署のほうで定められておりますので、その箇所に行っていただいて、実際のときには災害時には対応していただく形になっております。

問（10） 津波に関しても同じような対応をとる、本署から、あるいは分団の命令でですね、各分団がその担当部署へ詰め掛ける、そのときの指揮命令、あるいは、消防団員が、今回の3月11日の震災で多くの251名だったですか、多くの消防団員の犠牲があった。その中には指揮命令、あるいは退去、そういったところの伝達が非常に不十分であった部分と消防団員の意気込みという部分とあるわけですが、そういった指揮命令、あるいは新しい防災無線、あるいは行政無線ですか、の活用をしたらですね、要するに、消防団員の速や

かな撤退、自分の人命の確保の上における撤退とかですね、そういう指揮命令系統というのはどうなっているのか教えていただければと思います。

答（危機管理） ただいま御質問のありました災害が、まず、津波につきましても高潮と同じで消防団のほうに水防団という形で活動していただく形になります。また、御質問のありました指示命令系統につきましても高浜市水防計画、災害対策本部が設置された場合につきましては、地域防災計画上で規定されておりますが、消防団につきましては、団長から各分団長に指示命令系統がでまして、そこから各分団長から団員の方に指示命令がでる形になっております。今、委員の御質問のありました通信手段につきましては、現時点では、基本的には携帯電話が主な通信手段となっております。無線につきましては、今後、防災無線更新時にですね、消防団と市の災害対策本部のほうでも現場から通信ができるようにそういった形で整備のほうを進めていきたいと考えております。また、今回の東日本大震災におきましては、先ほど委員のおっしゃられたように、多くの消防団員の方が亡くなられております。そのほとんどの方が使命に基づきまして現地の状況把握に行くとか樋門の操作だとか、現地に救助に向かった途中で救助に向かった途中で津波にあわれて亡くなられたという報告も受けております。高浜市にもあのような震災が起こることは想定されますが、実際の水門等の操作で撤収命令につきましては、本部のほうから出させていただきますが、最終的な判断は、現場で消防団員の判断になると考えております。

問（10） 今、先ほどありました、防災計画ですとか水防計画、この中に消防団員の安全確保の部分の記述といたしますか、こうあるべきだ、そういうようなことは盛り込んであるということでしょうか。

答（危機管理） 中身につきましては、現地に行って報告内容、それからどういったものを報告するだとかありますが、撤退等については明記はされてはおりません。

問（10） 73ページですね、家具転倒防止器具取り付けについてお伺いしたいと思います。単純に私の考えでいきますと、取り付け件数が6件ということで、多いのか少ないのか、私の考えではちょっと少ないのかなと思いますが、この業務がですね、もう既に行き渡っているのか、あるいはまだ周知徹底

されていないのか、あるいは手続き上、非常に煩雑といたしますか、書類を出さなきゃいけないとか、そういう面倒くさいから出していないとか、いろいろ問題点があるのか、この取り付けの件数について、何か御意見があれば伺いたいと思いますが。

答（危機管理） ただいま御質問のありました家具転倒防止につきましては、主要成果の73ページにございますように、昨年度の実績につきましては6件でございます。対象世帯が概ね65歳以上の単身高齢者や高齢者世帯のみ。また、障がい者を対象としておりますので昨年度実績は6件でございます。実はこの制度は平成16年度から開始いたしまして、今までで累計でいきますと、170件の申し込みがございました。手続きにつきましては、とりわけそんなに難しい手続きではなく、申請書を一枚書いていただきますと、こちらのほうから委託先でありますシルバー人材センターのほうに連絡をいたしまして、御本人さんの家の中を見せていただきますので、立ち会う日程を調整させていただいて、現地のほうでどこの場所の家具をどのように付けるかというのを立会いのもとやらせていただく形になります。費用につきましては、留め具について実費分のみ本人様に負担していただく形になっておりますが、先ほどおっしゃられたように昨年度実績が6件、その前の年も6件ということで、若干この2年程度は止まっておるのかなという感じはいたします。ただ、一昨年、平成20年でいきますと35件という実績もございますので、こちらについては年2回の広報で周知徹底を現在も行っておりますが、民生委員の方にもお願いいたしまして、戸別訪問ですね、65歳以上の世帯を回るときにはこういった制度があるということをPRしていただくようお願いしております。

問（10） 独居の方ですと今は民生委員、あるいは夫婦の老老ですとどういう形をとられるかと思えますけど、一つは啓蒙活動といたしますか、こういう助成制度がありますよというようなことをですね、なるべく多くのこういう対象者の皆さん方に周知徹底していただきますようお願いして終わります。

問（16） 主要成果の57ページ、（4）のわかりやすい予算書の発行ですけども、この発行部数何部発行されたのかということと、これについての成果についてお伺いいたします。それから、70ページ、防犯灯施設事業ですけども、

防犯灯の管理数は2, 158ということで、新設が13基、撤去数が8基ですけども、この撤去の理由について伺います。それから、お隣の71ページ市民相談事務事業ですけども、この中の日系人相談、回数が3, 738人、件数が5, 391件ということで、かなりの件数が多いわけですけども、主にどのような相談内容なのか、お伺いいたします。

答（財務評価） まず一点目のわかりやすい予算書の発行部数、それから成果はということでございますが、平成22年度につきましては、10月にですね、疑問編というもの、それから財政状況編というもの、2種類をですね、それぞれ350部作成して発行しております。公共施設への設置でありますとか、公式ホームページでも掲載しております。成果でございますが、市民会議の皆様を対象としたアンケート結果ではございますが、市の財政状況がよくわかったというような声をいただいているところでありまして、最終的な成果につきましては、市民意識調査といった形ですね、総合計画のところでのアンケート等で最終的な成果等は把握していきたいなというふうに思っております。

答（都市整備主幹） 主要成果説明書70ページの防犯灯施設事業についてであります。先ほど撤去数についての御質問なんですけども、基本的には古くなって壊れかけたものを撤去して新しくなったものがほとんどです。それと1件については、近くにコンビニができて地域のほうからいらないということで撤去した事例も含まれております。

答（市民生活） 続きまして、市民相談事務事業の日系人相談の主な相談内容でございますが、一番多いものが、市民税、国民健康保険税、軽自動車税に関する相談が816人、次いで外国人登録証明書の関係でございますが、こちらが694人、3番目に多いものが、外国人原票登録記載事項証明書ということで570人ということで上位3つの項目は以上でございます。

問（16） わかりやすい予算書につきましては、その効果につきましては、今後アンケート等でしっかりと効果を検証していくということですけども、ぜひともよろしくお伺いいたします。これは今後も継続してわかりやすい予算書を発行していくのかどうかについてもお伺いしたいと思います。それから70ページの防犯灯ですけども、今、LEDが一般家庭でもずいぶん利用されるよ

うになりましたけど、本市の防犯灯も予算の関係もありますけども、LEDに切り替えていけたらと思っておりますけども、このことについてのお考えもお伺いしたいと思います。それから71ページの今、外国人の相談の主な内容について伺いましたけど、土日と平日の件数の違いですけども、日系人の相談ということで、ポルトガルの通訳者を配置しておりますけども、どのような成果がでたのか、このことについてもお伺いします。

答（財務評価） わかりやすい予算書の今後の発行についてということでございますが、今年度につきましては、5月に当初予算編ということで発行しております。今後の発行にあたっては、市民会議の財政分科会のメンバーの方から御意見をいただきながら、発行していくということでございます。来年度以降につきましては、わかりやすい予算書を含めて、より市民の皆さまに理解していただけるような、財政状況を理解していただけるようなものを構築していきたいというふうに思っておりますので、わかりやすい予算書につきましては、現段階では継続して発行していきたいというふうでございます。

答（都市整備主幹） 主要成果70ページの防犯灯施設事業の件につきまして、市内にはだいたい今管理しているのが2,158灯の防犯灯でございます。このうちの20ワットの蛍光灯が1,131ありまして、これにつきまして、本年度と来年度で10ワットのLED灯に、防犯灯に国の交付金を利用いたしまして、替えていくということで進めております。

答（市民生活） 日系人相談の平日と土曜日の件数でございますが、まず、人数のほうから申し上げます。平日が3,182名。土日につきましては、556人となっております。相談件数につきましては平日が4,691件、土日が700件という状況でございます。あと、市民相談のどのような成果というところでございますが、私ども職員では翻訳できない部分がありますが、言葉のコミュニケーション、職員と実際にお越しになられる日系人の方、その橋渡しをしっかりといただけるので、効率的な事務にもつながっておろうかというようなところは効果かなと考えております。

問（16） LEDにつきましては、今後電気料金が安くなる分でいろいろと経費削減につながっていくと思っております。皆さん御存知のようにCO2が50%

から60%、これを減らせることができますし、消費電力につきましても3分の1から2分の1に。長寿命で10年間くらい取り替えがいらないうことです。この導入、それからこれからの事業の推進、よろしく願いいたします。

問（4） 主要成果の説明書75ページ、2款1項19目のところでお聞きしたいと思うんですけど、構造改革推進事業の「高浜版事業仕分け2010」が愛知県下で最初となつて行われて、大変好評だったかと思うんですけども、その取り組みにおいてですね、たくさんの方々が傍聴に来られるなか、行われていましたが、どのような成果があったかをお聞きしたいと思います。

答（財務評価） 今回の事業仕分けの目的でございますが、まず一点目としましては、市の事業を抽象論ではなく、現場の視点で洗い直すことによって、その事業のあり方も含めて行財政全体の再構築に結びつけるということ。二点目といたしましては、市民の皆さまに事業の内容を広く知っていただくということ。三点目といたしましては、職員のほうにですね、気づきをもたらすなどの意識改革を行うことといった三つの目的を掲げておりました。一点目の行財政全体の再構築に結びつけるということにつきましては、必ずしも十分な成果があったとは言い難い面もありましたので、平成23年度はその部分に特化したような形で事業仕分けを実施したということでございます。二点目の市民の皆様に事業の内容を広く知っていただくということにつきましては、市民判定人方式を導入したり、二日間で550名を超える市民の皆様にも傍聴していただきましたので、市がどういった事業にどのように取り組んでいるのかといったようなことを広く認識していただけたものだというふうに考えております。また、職員にとっては、自らが取り組んでいる事業を改めて考え直す機会となつて、さまざまな気づきを得ることができたというふうに考えているところでございます。

問（4） さまざまな気づきを得ることができたというふうに考えられているということですが、事業仕分けでですね、継続して無駄をなくす仕組みとして、行われたかと思うんですけども、何が形として残つてですね、どのように継続されていくかという点についてお聞きしたいと思います。

答（財務評価） 事業仕分けにつきましては、今年度の「事業仕分け2011」をもって一たん終了とし、次年度以降につきましては、アクションプランの中にも掲げておりますが、現在検討しております行政評価システムの中でですね、その手法を活用していくということとしております。具体的な活用方法などにつきましては、今後設置されます高浜市行政評価委員会の中で検討がされるということになります。例えば、議論のスタイルでありますとか、外部の目線を入れて、公開で議論をするといったようなこと。また事業仕分けで使用したシートの活用などといったようなことが考えられるところでございます。

問（4） 行政評価システムの中で手法を活用していくということですね。で、外部の目線を取り入れるというのは非常にいいことだと思いますのでぜひ実行していただきたいと思います。次にですね、主要施策成果説明書の96ページ、2款8項1目ですね、基金費ですね、平成22年度において公共施設等整備基金の元金を2億4,000万円積み増ししていますが、先の一般質問においても質問があったように、将来的な公共施設のですね、老朽化に対する備えとしてですね、財源の確保が不可欠であると思われまますので今後の基金の積み立てに対する考え方を伺いたいと思います。

答（財務評価） 一般質問の中でも、少しお答えさせていただいておりますが、中期財政計画の中では、平成25年度末の公共施設等整備基金の残高を8億円程度まで積み増すことを目標としております。今回の補正予算でもお願いをしておりますが、2億7,000万円程度を積立てることで、今年度末の基金残高は、5億9,000万円余りとなる見込みでありまして、これにより次年度以降は、毎年度1億円を積立てていけば、目標額である8億円は達成できるという計算でございます。昨今のような社会経済情勢の先行きが不透明な中では、不確定要素も多く、確実なことは申し上げられませんが、今後とも、財政調整基金とのバランスを考慮する中で、財源に余裕のある場合は、中期財政計画の目標額にこだわることなく、積極的に公共施設等整備基金に積立ててまいりたいと考えております。

問（12） 44ページ、2款1項3目の市民予算枠事業ですが、まず、交付金ですが、それぞれのまちづくりに交付されて足らなかつたり、まちづくりの

中で工夫して、この金額すべて使わなかった場合にその後はどうなるのかという点と、市民予算枠のこういう交付金と子ども医療費はこの予算枠の中でという話聞いてますが、目的が違いますから、別に分離したほうがいいと思うんですが、その点どうかというところ。ページ53ページの2款1項7目、職員の衛生管理事業の中でですが、686万3,896円でありますが、受診者数が262人となっていますが、職員は全員で何人か、メンタルヘルスではどのような対策をとられているのか、その点をお示してください。

答（地域政策） まず、第一点目の市民予算枠事業の交付金の不足だとか、あと余った場合はどうするかということですが、事業を組み立てられる段階できちんと積算されておりますので不足ということ自体は発生いたしません。あと余った場合はどうするかということですが、やはり我々としては、行政としてはこの積算でだしますけども、さらに地域の方々に工夫されて経費節減されたものにつきましては、またまちづくりのほうへ転用していただくというふうな仕組みになっております。

答（市民窓口） 先ほど、子ども医療費について市民予算枠事業の中で行うことについての御質問がありましたが、先の事業仕分けでもお話がでておりましたが、子ども医療費の無料化に伴いまして各自治体が医療費の拡大、これについて懸念をしておるといなかで高浜市においては、こういった市民予算枠事業に位置づけまして、市民の方にこれだけの医療が膨らんでしまうとこれくらい予算がかかってしまうということをお話していただくことは、大変重要なことであるという意見をいただいております。私もこのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

答（人事） 53ページの職員の衛生管理事業で職員の検診の受診者数、受診率ということですが、まず職員につきましては正規職員が受診者数252人で、受診率が93%になっております。それから臨時職員につきましては、受診者数が146人で受診率が94.2%という状況でございます。それからメンタルヘルスへの対応ということですが、49ページに職員の研修事業というところがございまして、この中で上から4段目の箱にメンタルヘルスに関する研修ということで24人受講いたしておりますし、

次のページ50ページでございますけども、一番下の箱、カウンセリングマインド研修というものがございます。これはメンタルヘルスについての相談を受ける技法を学ぶというものでございますが、こういった研修に2人参加しております。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時58分

委員長 少し時間早いようですけども、休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。再開に当たって一言お願いいたします。委員各位におかれましては、意見要望は控えていただきますようお願いするとともに、当局側におかれましても簡潔なる答弁をお願いいたします。

問(12) ページ53ページ、2款1項7目の職員の衛生管理事業の関係ですが、262人となっています。22年度で。胃検診が6人、特別健康診断25人、これは胃検診とか特別健康診断、同じ方がということだと思っておりますが、この定期健康診断262人の受診者というのは、先ほどのお話ですと、252人という全員で、252人ということだと思いますので、臨時職員が含まれているかと思いますが、そうすると人数があわないんで、このあたりの関係はどのようなになっているのかお示してください。まず、そこまでお願いします。

答(人事) まず、定期健康診断というのは、40歳未満の職員とそれと臨時職員が対象になります。次のページ54ページなんですけども、こちらのほうに、上から2つ目のポチなんですけども、職員ドックというものがございます。こちらのほうが40歳から49歳の職員が対象になってまいります。当然、健康診断項目というのが違ってまいります。それとその下に総合検診というのがあります。こちらのほうが年齢が50歳以上が対象になっているということと職員がすべて定期健康診断ではないということ、年齢で分かれているということとでございます。

問(12) わかりました。そうしましたら、ページ49ページ2款1項7目

定員適正化事業の関係ですが、千人当たりの職員数でいうとどのようになっているのかということ。県内ではどのようになっているのかというのをまずお示しいただきたいと思います。

答（人事） まず、職員の千人当たり職員数ということでございますけども、今、資料持っておりませんが、全国で類似団体別職員数というのがありまして、高浜市と同じ類似団体が19団体ほどございます。その中で職員の数というのは高浜市のほうは平均の7割ほどだったとっております。細かい資料持ち合わせておりませんで申し訳ございません。

問（12） 後でいいのでまたお示しいただきたいと思います。それから、ページ65ページ。広域行政推進事業、2款1項13目ですね、名鉄三河線の複線化促進期成同盟会負担金というのが一万円でています。これは碧南から吉良吉田方面はなくなってしまっているんですが、複線化をこのあたりも名鉄切られるのではないかというような話まででることがありますが、どのような活動をしてみえるのか。目に見える活動というのは何かあるのか。そういう点でお示しいただきたいと思います。それからリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金7,000円と中部国際空港の負担金が4万5,000円でています。日本の今、財政再建から考えても大型公共事業の見直しは大切なところだと思いますが、どのように考えてみえるのかお示してください。

答（人事主幹） まず、名鉄三河線の関係でございますが、名鉄三河線につきましては、御案内のとおり通勤、通学だけでなくですね、車を運転できない子どもや、高齢者の方の重要な移動手段となってございます。その中で現状の利用者が決して多いというわけではございませんが、今後利用者が減少を続けることになった場合にですね、廃線問題も起こりかねないことから、その利用の促進活動を行っているものでございます。具体的には市内には3つの駅がございまして、去年の例で申し上げますと吉浜駅周辺でのイベントで利用促進のPR活動を行っていることが主な内容でございます。続きまして、リニアの関係でございますが、そもそもリニアの関係の目的はですね、大きく分けて二つございまして、まず一つ目はですね、東海道本線のバイパス機能という機能がございまして、当然、東海道本線の方につきましては老朽化等と大きな地震が起こ

った場合にですね、バイパスという機能を持たせるために中央の新幹線の必要性がうたわれてございます。もう一つの理由でございますが、東京一極集中という現状を打破するために、また各地域の経済の発展のためというような目的もございまして、そういった観点で建設のほうを促進をしているというふうに理解をしていますのでよろしく願いいたします。

問（12） 名鉄三河線の複線化の期成同盟会ですが、先ほど吉浜で利用促進の活動をしてみえるというお話がありましたが、これは吉浜で一回だけなのかどうか。ぜひ、名鉄の利用を含めて廃線にならないようにしっかり活動してほしいと思うんですが、その点どうなのか。お示してください。

答（人事主幹） 具体的なPR活動でございますが、吉浜駅では人形小路ひな祭り等の場をおかりしてPR活動をしているほかにですね、高浜港駅で行われております、鬼みちまつり、こういったところで駅庁舎の特産品陳列ケースをリニューアルするなどのPR活動を行ってございます。

問（12） リニアの件についても中部国際空港についても大型公共事業という点で、大変見直しが言われているなかで非常に大きな問題があると思います。その点で、中部国際空港では乗り入れ便も減っていますし、ぜひ大型公共事業の見直しを考える点でもやめるように指摘しておきます。ページ72ページの6番の木造住宅耐震診断事業の件ですが、高齢者への50件という、この中で50世帯というのはどれくらいになるのかということ、耐震診断するのは市内でなくてもいいのかどうか。市内の方でなくても耐震診断するのはいいのかどうかということ。それから、ページ75ページの構造改革推進費、事業仕分けは、先ほどの質問の中で今年度で終わりというようなお話があったように伺えたんですが、その点またはっきりとお願いしたいと思います。非常に弱い立場の人というか、この22年度も250万くらいの予算でいきいき銭湯の件が切られましたが、そういう弱い立場の人たちに負担をさせるようなことはしないというような話が最初にあったと思いますが、そういう点で、ぜひ今後そういうことがないようにお願いしたいと思ひまして、まずその点お願いします。

答（危機管理） ただいま、委員のほうから御質問のありました防災対策費の木造住宅耐震改修事業につきまして、昨年度の実績は50件でございます。こ

こちらにつきましては、耐震診断を受けたいという方であれば、市内の木造構築物ですね、56年以前の建物であれば耐震診断を受けることは可能でございます。御質問のありましたそのうち何世帯が高齢者かということにつきましては耐震診断の時点では、こちらの世帯が把握できておりません。受けた50件の方が単身の方なのか、子どもさんと同居されている世帯かというのはこちらのほうでは把握できておりませんが、実際に耐震補強していただく場合につきましては、高齢者とかですね、障がい者の方については補助額が増額する制度が高浜市ございますので、そちらのほうでは把握できますが、診断だけにつきましてはあくまで件数のみしか把握はしておりません。

答（財務評価） 事業仕分けにつきましては先ほども答弁させていただきましたが、今年度23年度をもってですね、終了と。一たん終了という形でございます。

問（12） 耐震診断するのは、市内の方でなくてもいいのかという点でお答えがなかったのでその点お答えをお願いします。それからページ81ページです。2款2項1目の中で窓口業務委託、高浜市総合サービスが740万2,500円、市税の徴収業務でも載っています。616万1,400円。ずっと窓口業務関係で総合サービスが載っているんですが、総合サービスの職員が市の職員に指示を受けるというか、偽装請負ではないかという場面があって、市内の方がそういう場面にでくわしまして、そういう場合にその当時税務課の方に聞いたところ、そういうことだということで、偽装請負していないというお話がずっとありますが、そういう場面があったということで非常に問題があると思います。22年度も、23年度も見てみえます。その場面を。ぜひその点でそういう総合サービス、労働者派遣法に切り替えるべきだと思いますが、その点、どうでしょうか。

答（危機管理） 木造住宅の耐震診断の件ですが、先ほども答弁させていただきましたが、あくまで市内にあります木造住宅で56年以前の建物ですので、市外の方でも所有がこちらの方であれば耐震診断は受けることはできます。

答（市民窓口） 窓口業務の委託についての御質問でございますが、窓口業務の委託の範囲につきましては、業務の委託契約書の仕様書の中で厳格に定めて

おりまして、指揮命令の関係につきましては委託業者の業務主任者を通して業務を遂行すると一定のルールを定めており、適正に実施しておると考えております。今、お話ありました事例につきましては、委託契約書の仕様書に書かれている以外のことにつきまして、御質問があったというようなことではないかと思っております。このような場合につきましては、市職員が対応するということで行っておりますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 住宅改修の件ですが、持ち主が市内か市内じゃないかという話ではなくて、耐震診断を行う方が市内か市内でなくてもいいのかどうかというのをお聞きしたんです。範囲が広げているというふうに伺っていますのでその点をお聞きしたいと思っております。総合サービスの件ですが、直接、市の職員に指示を受けているということが、違う問題で聞いていたんではないかというお話がでしたが、市民の方が直接窓口でそういう場面を見た。それで税務課の方に聞いたところ、申し訳なかったというお話があったそうですので、ぜひそういうことがないように指摘をしていきます。ページ79ページです。窓口業務の件で、総合サービス、先ほどの職員に指示を仰ぐということもですが、個人情報保護の観点からいっても、そういう面での対策はきちんと講じているのか、個人情報や守秘義務、そういう点でお示しいただきたいと思っております。それから、ページ83ページの総合サービスの緊急雇用の創出基金事業、債権回収コールセンターの業務委託の関係ですが、これは何件くらいの、いくらかの滞納を債権回収のほうに渡したのかというのとどれくらい整理がついたのかという点をお示しく下さい。

答（市民窓口セ） 私のほうから総合サービスの業務の関係、窓口業務の関係でお答えさせていただきます。総合サービスの偽装請負の関係でございますが、これは常々申し上げますとおり、今まで国や県からの関係機関からのいろんな御指導、御意見等いただいて、その都度不具合があれば業務内容の整理をし、現在に至っているというふうに認識をしております。そこでその内容につきましては、委託契約書、あるいはその中にございます、仕様書をきちんと業務内容を明記し、厳格な対応、適正な対応がされておるというふうに私どもは思っております。そして職員が絡む件のお話ですが、これも常々申し上げ

ておりますが、地方自治法の234条の2におきまして、普通地方公共団体が請負契約を締結した場合においては、職員は契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならないという規定がございます。当然、委託契約でございますので実施主体は市のほうにございますので、そういった指導監督の中での対応だというふうにとっております。それから個人情報保護の件でございますが、これは内藤議員御承知のとおり、高浜市の個人情報保護条例第12条の中におきましてきちっと取り扱いを厳格にするように受託業者への規定がございますので、高浜市総合サービスにおいてこの条例の趣旨に沿った対応がされているというふうにとっております。

答（危機管理） 先ほどお問い合わせのございました耐震の診断の委託の件でございますが、委託先につきましては、社団法人県建築士事務所協会のほうと契約をさせていただいておりますが、実際のところで行きますと市内の方から申し込みがあった場合につきましては、市の建築士の方とか、そちらの方に窓口になっていただいて、実際やっておるのが現状でございます。

答（収納） 主要成果83ページの緊急雇用創出基金事業で債権回収コールセンターにつきまして御質問いただきましたが、この事業は滞納者が増加するなかで訪問や相談回数も増加しております、長期の予防観点から市税、国保税等で概ね現年度分の滞納者へ電話による自主納付の呼びかけを行った事業でございます。こちらにつきましては、電話催告件数が2,024件です。平成22年度2,024件で、実際に納付いただいた金額でございますが、1,936万6,600円となっております。

答（人事） 先ほど12番委員から49ページの定員適正化事業の関係で人口千人当たり職員数という話がございました。やはり人口規模の大きな都市と小さな市と同じ土俵で比べるわけにはいかないということで総務省の自治行政局が類似団体別職員数の状況というのをだしております。平成21年4月1日現在でございますけども、比べる方法も一般的な方法と、それから修正値で比較する方法があります。修正値というのは、自治体によっても、例えばごみ収集業務を委託にだしているとか自前でやっているとかいろいろあるものですから、比較的同じ土俵で比べるものが修正値というものでございますけども、こ

れが高浜市と同様の類似団体が全国で、先ほど申し上げましたとおり19団体、19市ございます。この19市の人口1万人当たりの職員数が59.99人、約60人、12番委員でおっしゃるところの千人あたりでは6人となりますけれども、これが19団体の平均職員数、人口1万人あたり平均職員数が59.99人でございます。高浜が、47.27人ということで、全国平均の78.8%という状況になっております。

問（14） ページ45ページ。市民活動支援費の中の港小学区のおやじの会にですね、緊急時通報システム構築運用事業と港中学校の防犯パトロールの事業で60万円交付されておりますけれども、これと73ページのですね、安否メールの借り上げですね、これとの関連が多少あると思うんですけど、具体的にいうとこの事業がどういうふうに構築されて、今この地域の方に利用されているのかということがまずお聞きしたいと思います。それからページ63の総合行政推進事業、いわゆる第6次総合計画の策定の費用なんですけれども、当初予算で1,159万8,000円という予算があげられて、ここには1,223万6,086円というふうになっておりますけれども、12月の補正は確認しましたけれども、そこでも36万確認しましたけれども、それでもちょっとふえているなということで、どこでふえたのかお聞きしたいと思います。ページ81のですね、市税等徴収事業ということで22年の4月に前納報奨金制度が廃止になりましたけれども、これによって納税者の方がどのように変化したのかということをお聞きしたいと思います。

答（危機管理） ただいま御質問のありました主要成果の73ページのまず、安否メールの借り上げについてから御説明させていただきます。こちらのほうにつきましては、安城市にございますNPO愛知ネットさんと契約させていただきました。1件あたりいくらという単価で契約させていただきました。現在登録枠は500枠登録して枠をとっております。こちらの登録対象といたしましては、職員、消防団、議員の皆さま、それから町内会役員の方というように限定された方に対して防災だとかの災害時の通信をするということで安否確認メールという形で登録してあるのがこちらの費用でございます。45ページにございます港小学校おやじの会の緊急通報システムの構築につきましては、こちらは一

一般的に広く市民の方ですね、例えば町内会でも会長をやめられたOBの方が新たに従来登録しておいた安否メールの機能を充実させたいということで御要望があった場合にこちらの港小学校のほうで新たに緊急システムの構築していただきまして、こちらは幼稚園小学校、PTAを踏まえた一般市民向けの緊急通報システムとして構築し、その費用を協働推進事業という形で市からおだししているという形になっております。

答（地域政策） 先ほどの総合行政推進事業のところ、当初予算1,159万8,000円が決算で1,200万超になったということでございますが、先ほど委員のほうからございましたように補正を36万円、臨時職員の給料でございまして、それをあげさせていただいたことと、あと、総合計画の審議会というのを当初5回というのを予定しておったんですけども、市民会議をまわしていくなかで8回、実際開催されましたので、3回分流用させていただいたということでございます。

答（収納） 主要成果説明書の81ページ。市税等徴収事業の中で前納報奨金制度が廃止になったということに伴いまして、前期全納者の変化でございます。市県民税におきましては、普通徴収者、特別徴収者は対象にならないということをお知らせしたいと思っておりますが、市県民税におきましては、21年度3,315人いらっしゃった方が、平成22年度は1,832人となりまして、前年比1,483人の減少となっております。44.7ポイントの減少となっております。あともう一つ対象になります、固定資産税、都市計画税におきましては、平成21年度9,529人、平成22年度になりますと7,836人となりまして1,693人、17.8ポイント減少となっております。その合計では、前年比3,176名、24.7ポイントの減少となっております。当初想定しておりました3割程度減少するという想定の内ではあったと考えております。もう一つ、納税義務者数、先ほど申し上げました前期全納者を納税義務者数で割り返した全納率ということで申し上げますと市県民税におきましては、平成21年度34.7%ありましたものが平成22年度では22.0%。前年度比12.7ポイント減少となっております。もう一つ、固定資産税、都市計画税におきましては、平成21年度が63.7%あったものが、

平成22年度は51.6%となりまして、前年度比12.1ポイントの減となっております。合計では、前年比11.3ポイントの減となっております。これも先ほど全納者数で申し上げましたが、当初3割程度減少すると予想しておりましたが、その想定の範囲内であったというふうに考えております。

問(14) 45ページのところの緊急時通報システムのことなんですけども、73ページのところに載っておる、市のほうでやっておりますのが、73万円の予算で約500件、現実には四百七十何件と書いてありますけど、一人一件当たり1,260円単価がかかっておりますけど、ここで45ページのところのいうところの通報システムも内容的には同じかと思うんですけども、会のほうからの報告書を調べさせていただいたら、この60万円のうちの30万円がシステムの構築、運用費用になっておりまして、小学校のいわゆる家庭の7割くらいの方が登録されて、数字は定かではないんですが、相当の件数の方が登録されていると思うんですよね。で、同じような情報が30万円でできてる、片や73万かかっているという、これ非常にいいシステムだと思うんですけども、これは協働推進型ということで交付金といいますか、交付金が支給されるのが、確か限定3年間とか、そういう限定期限つきだと思ったんですけども、聞きますと、今年が23年度が6年目になるそうですけども、こういう非常に現在は港小学校区だけじゃなくて、高浜全域に発信しているというふうにも書いてあったんですけども、こういう非常に定着した事業が果たして、これからなくなってしまったら非常に市民の方困られると思うんですけども、いわゆるこの協働推進型のあり方というんですかね、そういうのも考えなきゃいけないのかなと。これは必ずしも港小学校区のおやじの会というだけではなくて、ほかの会にも言えることがあるかと思うんですけど、その辺どのように考えてみえるのかお願いしたいのと、それから納税者の件ですけども前納者の。これ、もともと前納者というのは納税意識が高いもんですから、いわゆる滞納するということは考えられない、ただ全納することによって市の資金繰りがいいということだろうと思うんですけども、その辺は減ってですね、資金繰り的なことには何か影響があるのか。それから前納報奨金をやめることによってどれだけ経費が削減されたのか、これは以前にも聞いたかもしれませんが、もう一度お伺い

したいと思います。

答（地域政策） 先ほど協働推進型の3年間、サンセットでやっておるということでございます。当初の制度設計したときには、やはり漫然と3年間、ずるずると例えば10年間行っていくのと、やはり一回3年間というところで区切ってもらってですね、さらなる事業効果を高めるというような取り組みを促すとか、相当程度の新規性あふれるアイデアとか、創意工夫を重ねていただくというような趣旨でこの先ほどの緊急通報システムというのは非常に世帯数でいくと4,781世帯が利用されておるものですから、非常に貴重なシステムになっておりますので、そのように、そうは言いつつも、なおさらなるいいものにしていただくというようなことを事業者には問いかけて、事業を継続していただきたいと考えております。

答（会計管理者） 前納報奨金がなくなったことについての資金繰りですけども、今のところ、去年今年と特に影響はありません。

答（収納） 前納報奨金制度の廃止による影響でございます。徴収率、現年度分の徴収率でみますと市県民税におきましては、平成21年度94.7%でございました。これが平成22年度97.2%で前年度比2.5%の増となっております。もう一つ、固定資産税、都市計画税の現年度分につきましては、平成21年度99.1%、平成22年度98.9%で前年度比0.2ポイントの減少となっております。合計でみますと前年度比1.1ポイントの増加となっております。以上の数字をみる限り徴収率が上がっておりますので、前納報奨金制度が廃止になったことによりまして大きな影響がでていたとは考えておりません。

3款 民生費

問（10） 主要成果説明書の100ページのいきいき広場の拡張工事のところ質問させていただきます。今回、3階の整備を行いました。当然、日本福祉大学ですね、現状復帰の責任もありますし、当然のことながら費用負担も発生したと思いますけども、そのあたりの具体的な説明をお願いしたいと思います。

答（地域福祉） 議員御質問のとおり、日本福祉大学がですね、専門学校として整備された設備についてはですね、大学側の責任で現状復帰を行っていただくことを基本といたしまして工事を行いました。個々のスペースごとに事前に大学側と打ち合わせを行い、調整をするなかで現状復帰するもの、現状復帰する必要のないものを決定しました。具体的には、介護実習室として整備された風呂場や居間や寝室などの住宅を再現した設備、講義室の扇風機、レクリエーション室のスチールパーテーションなどは撤去いただくとともに、各室のクロスの張替えや廊下の壁面の補修、塗装などについても行っていただきました。一方で、つくり付けの書架や保管スペースなど、引き続き3階の運営において必要であったものは、大学側にお願いし、現状のまま残していただいております。

問（10） では、日本福祉大学が本当に負担した金額をわかっておれば教えていただきたいと思います。

答（地域福祉） 日本福祉大学と工事請負業者との間で、原状回復工事契約を締結し、その金額は、6,727,602円であります。

問（10） そうしますといきいき広場の拡張工事と現状復帰工事は同時進行で行ったということでしょうか。それとですね、日本福祉大学からですね、高浜市へのお金の流れはなくて、日福と工事請負業者との直接請求支払いで行ったという理解でしょうか。

答（地域福祉） まず、同時進行かという部分なんですけど、いきいき広場、御案内のとおり3階より上のほうですね、マンションがございまして。その方たち、住民の方にですね、迷惑がなるべくかからないようにということで2回に分けて同時に同時進行という形で工事のほうさせていただきました。もう一点ですね、工事代金につきましては、日本福祉大学と工事請負業者との直接請求支払いということで委員の御理解のとおりでございます。

問（10） そうしますと、3階はですね、高浜市と日福とですね、建物の賃貸借契約を締結してきたんですけども、この平成22年3月31日をもって合意解約をしたということですけども、この賃貸契約の中途であったと記憶しておりますけども契約に当たってのですね、違約金の請求をしなかったかどうか

かお聞きしたいと思います。

答（地域福祉） いきいき広場の3階はですね、学校法人法音寺学園と建物賃貸借契約を締結しまして、日本福祉大学高浜専門学校として活用されてまいりました。賃貸借期間は平成8年4月1日から平成28年3月31日までの20年間で、年2,400万円の賃貸借料をいただいております。しかし、高浜専門学校は定員割れが目立つようになりまして、経営が難しくなってきたことから、平成22年3月31日をもって閉校となり、賃貸借契約は途中で合意解約いたしました。その際、平成28年3月31日までの賃貸借料を始めとする違約金につきましては、お二人の弁護士とも相談した結果、これから申し上げる2点の理由から、日本福祉大学へ請求いたしておりません。まず、日本福祉大学が多くの福祉人材を養成し、本市が目指した「福祉でまちづくり」に多大な貢献をしていただいたこと、また、平成22年度以降も良きパートナーとして、大学の有する組織、人的資源、ノウハウ等をもって、高浜市の行政課題に対し、さらなる協力体制を構築していただけることがあげられます。もともと年間2,400万円の賃貸借料につきましては、大学側が専門学校を営むことにより、確固たる収入があり、独立採算としての損益ベースに乗った経営を前提に定められたものであります。したがって、専門学校が閉校になる以上は、この賃貸借料を違約金に盛り込むべきではないと判断いたしました。

また、高浜市といたしましては、地域福祉の向上とまちづくりの研究・教育・情報発信の拠点となる「まちづくり研究センター」の設置や、障がいのあるお子さんの育ちを見守り支援する「発達支援センター」の整備、さらには老朽化した「保健センター」機能の移転などを検討し、いきいき広場の2階と3階を活用した「高浜版・地域包括ケアシステム」の提供を目指しておりました。もし、「まちづくり研究センター」を始めとする多くの施設を新たに建設したり、「保健センター」の全面的な改修を行ったりしていれば、多大な費用が発生することになるからであります。したがって、高浜市の施設整備のためのニーズと専門学校の撤退が、たまたま同じ時期に重なったことにより、違約金なしという合意解約につながったものでありますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

問（10） そうしますと、もともと本市と日福とはですね、建物の賃貸借契約の違約金の部分はどうなっていたということでしょうか。

答（地域福祉） うたってはございませんでした。詳しくは承知しておりませんが、愛知県が開校の許可にあたり中途解約がないことを前提としているため、規定をしておりませんでした。と承知をしております。ただしですね、中途解約条項は規定はされておきませんが、契約書の協議という条文がありまして、それに基づいて合意解約をすることは可能という弁護士の方の見解はお聞きしております。

問（10） うたっていなかったということで普通我々から考えますと契約の中にこういう解約の部分も含めた契約内容で契約をするかと思いますが、もう一度整理をしていただきたいんですが、当時の経緯をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

答（地域福祉） 愛知県のほうが開校に当たりましてですね、許可をするに当たってですね、中途解約はないことを前提としておいたということでもありますので、その規定の中にですね、盛り込んでいなかったということがございます。

問（10） わかりました。少しわかりにくいところもあるんですが、これはここだけの問題ではありませんので議会のほうにもですね、報告をしていただきたいなと思っておりますので、この部分のことを議会のほうへ報告をお願いすることを要望しておきます。同じくですね、この改修が行われましたけども、市民の皆さんの活用状況をお聞かせ願いたいと思います。

答（保健福祉） 3階の活用状況はという御質問ですが、まず始めに、「こども発達センター」のほうを開設しております。ここでは言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士といった子どもの発達に関する専門職を配置し、さらに保健師や保育士、教諭などがチームで子どもの成長を支援する場としてあわせて親支援についても行ってございまして、相談件数も順調に伸びておる状況であります。またこういった専門職が保育園や幼稚園を巡回訪問し、保健師や保育士、教諭職などと連携して支援できる体制を構築しております。こうしたことから生涯にわたって支援が途切れることのないよう地域生活を見据えた、ライフステージに応じた継続的な支援を引き続き行ってまいります。また、これにあわせまし

て保健センターの機能の一部を持ってきております。さらにいきいき広場には、ほっとスペース、こころん、夢ランドといった子どもをサポートする空間が有機的に結びつき、こどもの包括支援エリアとして生まれ変わっております。さらに、「まちづくり広場」では、新たに設置されたまちづくり研究センターにおきまして、福祉領域を中核としたまちづくりのあり方を研究しております。高浜市と日本福祉大学、そして社協がスクラムを組んで、たかはま版地域包括ケアシステムの構築に向け、調査研究を行っております。

問（10） 昨年7月からリニューアルでオープンいたしました。当然そのときにも議論にもなりましたが、65歳以上の方に100円を徴収して利用していただくということで現状ですね、この数字を見ますと、逆にふえているような状況でありますけども、高齢者の利用状況に変化があったのかどうか、また御説明願いたいと思います。

答（地域福祉） お尋ねの65歳以上の高齢者の利用状況ですが、有料化した7月以降でも登録者数利用者数ともに無料時期と比べて著しい変化は見られておりません。これは65歳以上の高齢者の皆さんの多くに運動習慣が定着し、有料化されたあとも継続して運動を行ってみえることが伺いとれます。利用者の方々からは運動できるスペースが広がり、人気の高いマシンの数がふえたことで利便性が向上するとともに、トレーニングの選択肢がふえたと同っております。

問（12） 先ほどいきいき広場の関係で2,400万、法音寺学園のほうから入っていたという話がありましたが、これ何年から入っていたのか、その点お示しいただきたいと思います。それから日本福祉大学のまちづくり研究センターというのは何をやってみえるのか、はっきりわかりませんので、もう少し詳しい内容をお示しいただきたいのと、この日福大の部屋の部分といいますか、一応家賃は払ってみえると思うんですが、いくらくらいで、歳入のほうでもわかりませんので、どのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

答（地域福祉） まず2,400万ですが、手元に資料がないものですから、平成8年の4月から、平成22年3月まで毎年2,400万円をいただいております。それと続いてのまちづくり研究センターが具体的にどういったよう

なことをやっているかということなのですが、実際に今、市のほうですね、安心生活創造事業ともう一つ地域包括ケア推進強化事業というですね、二つの事業をいきいき広場の中の専門職等が行っておりますが、そこにまちづくりセンターのほうのですね、職員もしくは、大学の教授、そういった方が、大学の教授のほうは、月に一回くらいですね、お越しいただいていろいろと事業の進め方などをですね、御協力をいただいているというような状況です。それとあと日福大の家賃についてですが、これにつきましては日本福祉大学の事業室、まちづくりセンターも含めて一つの事業としてですね、行政財産の中で行っておりますので、家賃等は一切いただいております。

答（福祉部） 賃借料をいつからというところで、一部訂正をさせていただきますが、猶予期間がありまして、平成8年4月から平成11年の3月31日まで。学生がいっぱいになるまでということでこの期間は猶予期間としてございますので付け加えさせていただきます。

問（16） まず、106ページですけれども、ふらっとカレッジ「やってみりん講座」、この中で新たな講座としまして、第2期メイクボランティア養成講座というのが8回にわたって開催されておりますけれども、この内容につきましてお伺いいたします。それから112ページ、障害者自立支援サービス円滑化事業費補助金963万6,530円、社会福祉法人同善福祉会ということで入っておりますけれども、チャレンジサポートたかはまにつきまして、利用者の状況についてお伺いします。それと企業への就労移行についてもお伺いいたします。それから118ページ、負担金、補助及び交付金ですけれども、あおみJセンター運営費負担金ですけれども、このあおみJセンターの利用者の登録者数といえますか、碧南と合同でずっと運営されておりますけれども、利用者の状況についてお伺いいたします。

答（地域福祉） まず主要成果106ページのふらっとカレッジ「やってみりん講座」の第2期メイクボランティア養成講座ということですが、メイクボランティアのほうはですね、実際第1期の方たちが、養成講座受けられて、市内のデイサービスとか、そういった介護施設の御利用者さんの方にですね、メイクをやられるというそういったボランティア活動をやられておりましたが、今

回さらにその活動を広げようということで新たなボランティア人材をですね、養成するために第2期ということで始めさせていただいております。続いて主要成果の112ページ、障害者自立支援サービス円滑化事業費補助金についてですが、まずこれはチャレンジサポートたかはまさんのほうに補助金をお支払いしておるんですが、まずチャレンジサポートたかはまさんのほうのですね、利用の人員ですが、この23年度の4月から新たに就労継続B型という事業も始めた関係でですね、現在、就労移行事業が定員15名に対して17名の方が利用されています。それと生活介護、これは定員15名に対しまして22名の方が御利用されています。あと、この4月からできた就労継続B型ですが、定員10名に対しまして2名の方が御利用されております。それとチャレンジサポートたかはまからの一般企業への就労状況ですが、平成22年度中に7名の方が一般就労のほうに結びついております。続きまして、主要成果の118ページ、負担金、補助及び交付金のあおみJセンター運営費負担金にかかるあおみJセンターの利用者ですが、6月10日現在、利用者全体で23名で高浜が8名、碧南が15人です。

問（16） このメイクボランティア養成講座、これ2期目ということで、高齢者の方にメイクをしてあげて、お元気になっていただくということだと思いますけども、今まで、どんなところで活躍されていたのか、今のところ人数がどれぐらいいらっしゃるのかお伺いします。それから、112ページのチャレンジサポートたかはまですけれども、スタッフの構成につきましては、今、どのような状況でしょうか。それから、3障がいの受け入れをしていらっしゃると思うのですが、それぞれの障がい別と言いますか、精神、身体、知的それぞれの人数を教えてください。それから、あおみJセンターですけれども、かつては、かなり狭いところで大変御不自由されておりましたけれども、今、かなり広いところに碧南市が移転されましたのですけれども、この8名登録の中で、どれくらいの方が実際に通所してみえるのか、それから利用料がいくらかなのか、ちょっとお伺いします。

答（地域福祉） まず、メイクボランティアの方ですが、実際、活動の方はですね、市内のデイサービス、たとえば、葭池デイとかですね、そういったとこ

ろで活動されております。ただ、実際、今活動されている人数の方はですね、大変申しわけない。ちょっと、今、資料の方を持ち合わせておりませんで、把握しておりません。第2期の方はですね、先日いきいき広場の方で養成講座を行っていましたが、大体10名弱ぐらいの方が御参加いただいております。続きまして、主要成果の112ですが、チャレンジサポートたかはまの利用契約者のその3障がいの内訳でございますが、すみません、ちょっとですね、そちらの3障がいの内訳も、今、資料の方をちょっと持ち合わせておりませんものですから、大変申しわけございませんが、ちょっとお答えすることが難しい。ありました。就労移行が、先ほど、17名と申しましたが、知的障がいの方が11名、それと身体障がいの方が2名、精神障がいの方が4名でございます。続いて、生活介護、先ほど、22名というふうに申しましたが、知的障がいの方が8名、身体障がいの方が7名、精神障がいの方も7名でございます。最後、就労継続B型でございますが、先ほど2名の方が御利用されていると申しましたが、2名とも身体障がいの方でございます。そして、主要成果の118ページ、あおみJの関係でございますが、まずですね、高浜の方が、先ほど8名おみえになると申しましたが、大体、まず、59歳の男性の方、出席率は25%程度です。続いて、56歳の方、男性、62%、それと、52歳の男性の方、93%、52歳の男性の方、6%、ただ、この方は入院中ということでありませぬ。それと、50歳の女性の方、93%、それと、47歳の男性の方、28%、38歳の女性の方、28%でございます。今、8名になったと思います。それともう1点、あおみJの利用料につきましてですが、基本的にはですね、利用料のほうは、いまはいただいております。逆に通所されると、通所手当として1日ですね、確か、定かではないですが、確か500円くらいですね、お金がいただけたというふうになっております。

委員長 質疑の途中ですけども、暫時休憩といたします。再開は14時15分。

休 憩 午後2時02分

再 開 午後2時13分

委員長 皆さん、おそろいようですので、休憩以前に引き続き会議を再開します。

答（地域福祉） 先ほど、小野田委員からのですね、質問で、一つお答えしてないものがございまして、主要成果 1 1 2 ページ、障害者自立支援サービス円滑化事業費補助金の関係で、チャレンジサポートたかはまのですね、スタッフ体制についてですね、お答え申し上げます。23年5月23日現在ですが、常勤職員が7名、非常勤職員が5名、嘱託医1名の合計で13名でございます。

問（12） ページ、98ページ、3款1項2目の社会福祉推進事業のところに、民生委員の項がありますが、民生委員さんというのは、相談件数、1,478件となっておりますが、どのような相談が多いのか、民生委員の中で扱い件数の多い人は何件くらいあるのか、最低が何件ぐらい、相談ない方もみえるのかどうか、研修はどのようなことをやってみえるのかということについて、まず、お示しいただきたいと思います。

答（地域福祉） まず、民生委員さんの中で相談が多いのがですね、やはりそのここにありますように、在宅福祉だとか介護保険とかですね、どうしても65歳以上の独居のですね、一人暮らしの高齢者の方のお宅にですね随時訪問されておりますので、そこで、相談をですね受けることがやはり多いのかなと、ただ、最近になって児童虐待とかですね、そういった部分でも最近新たな相談内容としては、そういったものもでてきております。また、やはり生活が苦しいと言うのはですね、そういうような相談もですね、特に去年は、要するに、おとしですね、21年度は多かったんです、去年は多少落ち着いているような状況であります。あと、受け持ち件数なんです、今、現状、民生委員さんがですね、54名おみえになります。多い方ですと、高齢者、一人暮らしの高齢者の方が、いま、大体730人ぐらいおみえになりますが、多い方でそれこそ、30名とかですね40名の方の高齢者をみてもみえる方もおみえになりますし、少ない方ですと、10人もいかないぐらいのですね、そういった差が多少でております。あと、民生委員さんの研修についてですが、毎月1回ですね、定例的な民生児童委員協議会がございまして、その後ですね、よく市の包括支援センターの専門職の方から、いろいろですね、講師にですね研修を行ったりと

かですね。後はですね、例えば、愛知県の社会福祉大会へ年1回参加をいたしたりですとか、年に1回、県外視察も1回ですね行っております。後は、部会がございまして、それぞれ部会でですね、例えば、県内の例えば施設とかですね、そういったところに視察に行ったりとかですね、を行っております。昨年度ですが、社会福祉協議会が主催した、生活支援サポーター養成講座というのがございましたが、そこにも民生委員さんの約半数ぐらいの方が出席をいただいております。あと、民生委員さん一人当たりの相談件数についてですが、すみません、ちょっとですね、今手持ちの資料を持っておりませんので、ちょっと把握しておりません。

問（12） 何件ぐらいか、また後でもいいのでお示してください。それからですね、葭池の平野委員という方がみえると思うんですが、この方の娘さんが葭池はエレベーターがあるんですが、エレベーターには自転車は乗せて運んではいけないというようなきまりになってるそうですが、なんべんかその自転車を持ち込んでいるのを見かけた方が…

委員長 内藤さん、これ決算の質疑です。

（12） いやいや、決算。

委員長 決算と関係ないと思いますけど。

（12） いやいや、これ大事なことですよ。

委員長 いや、この場じゃなくて、個別でやっていただけませんか。

（12） いや、大事なことなので、ちょっと、説明しないとわからないと思うので。

委員長 いや、ですから、決算の中身の審議ですから、これに限定いただきたいのですけど。

問（12） はい。わかりました。そうしましたら、109ページ、3款1項3目、地域福祉活動協議会の補助金というのが、支援活動の費用がでているんです、社会福祉協議会の補助金が4,302万6,000円、かなりの額がでているのですけど、大きなものはどこに使われているのか、お示しいただきたいということと、123ページの3款1項6目、障害者福祉タクシー料金助成事業のところ、利用率が60.4%と、若干利用率が低いのではないかと思います。

うんです、これはなぜこういう数字なのか把握してみえるのかどうか。それから、118ページ、この(4)の委託料のところでは難病患者等居宅生活支援事業委託というのがありますが、48万3,360円使われているんです、どのような支援を行っているのか、こういう制度があるということは、どのように周知しているのか、自分の方から申し込まなければならないのか、その点お示しください。まずそこまで。

答(地域福祉) 主要成果の109ページ、地域福祉活動支援事業における社会福祉協議会への補助金、4,302万6,000円で主なものはということですが、これは職員の人件費、正規職員5名分と臨時職員2名の7名分の人件費が主なものでございます。続きまして、主要成果の123ページ、障害者福祉タクシー料金助成事業でございますが、利用率が60.3%ということで低いのではないかとということなんです、どうしても、やはりこのタクシーを利用されるのに、このチケットの分というのは、初乗りまででございますので、それ以上にですね使われるとやはり自己負担が発生するということもございまして、どうしてもやはり伸び悩む、毎年これぐらいのですね、利用率にとどまっております。続きまして、主要成果の118ページ、委託料のところの難病患者等居宅生活支援事業委託でございますが、この事業は主にですね、ヘルパーの活動ですね、介護ですとか家事援助、そういった活動をこの難病の方にヘルパーが訪問して行っております。あとPRにつきましては、市のホームページですとか、広報等も行っておりますので、PRのほうはいたしております。

問(12) この障害者福祉タクシーの料金助成の件ですが、初乗り部分も含めて、もうちょっと条件を緩和するということにはできないのかどうか。それと難病患者の広報なんかでPRしているということなんです、なかなか広報もしっかり見れないような状況の方にとっては広報に頼るというのは、なかなか、きびしいと思うんです、他の周知方法は、他にはないのかどうかその点お示しください。124ページの3款1項6目、障がい者の就労移行促進事業の関係ですが、職場が決まった方が決まってもまた辞めてしまうという場合もあるかと思うんです、そういう場合にどのような対策をとってみえるのか、その点と。

125ページ、3款1項7目ですね。(3)のところでは民間賃貸住宅家賃助成、

73万8,600円が出てますが、利用者7名。これ、いくらぐらいの費用を助成しているのか。最近、住宅もなかなか建て替えたりして、ちょうどいいような住宅もなくなっていると思いますので、ちょっと引き上げることも考えなくてはいけないのではないかと考えてますが、その点どうでしょうか。

答（地域福祉） まずですね、主要成果123ページの障害者福祉タクシー料金助成事業のことで、もう少し支援を手厚くしたらどうかと言うことですが、近隣市と比較してもですね、高浜市の場合は、水準以上のサービスを行っておりますので、これ以上サービスを手厚くするという事は、今のところ考えておりません。それと、主要成果の118ページ、難病患者等居宅生活支援事業委託についてですが、今のところ、PR方法がですね思い浮かびませんものから、またこれについては一度、他の良策をちょっと考えさせていただきたいと思います。それともう1点、主要成果の124ページ、障害者就労移行促進事業について、一般就労されてもその後、続かないこともあるということなんです、やはりその辺はですね、いま4月からいきいき広場の障害者相談支援事業所にですね、総合コーディネーターの方1名と就労担当1名、2人の方で就労支援をですね全面的に、今、行っております、その者たちが今後、そういった一般就労された方ですね、アフターフォローですね、就労後のフォローについても今後行っていく予定であります。

答（保健福祉） 民間住宅家賃助成の件ですが、今現在で、最低が4,000円、最高が17,000円となっております。そしてこの補助額を上げるようにというお話ですが、これ平成16年4月1日に3万円から4万円に上げているという経緯もあり、現状この4万円を上限としていく予定をしております。

問（12） 128ページ、いきいき銭湯開放事業、250万7,400円、これは昨年までで今年からなくなったわけですが、高浜ではこういう銭湯の無料開放はなくなりましたから、サンビレッジも碧南のように無料券発行する考えがないのかどうか。130ページの地域包括ケア推進事業、201万4,055円ですが、ここの評価や分析、市民にどのように知らせているのか、そういう点で説明をお願いします。

答（保健福祉主幹） サンビレッジの無料券の配布の関係でございしますが、サ

ンビレッジの主な目的は、利用者の健康増進を促すことでありまして、健康増進は国民の責務でございます。自分の健康づくりのために投資することは当然のことでございます、例としてマシンスタジオをとってみましても、高齢者を含めたすべての利用者に負担を求めています。自分の健康は自分でつくるという考え方と受益者負担の原則を考慮いたしまして無料券の配布につきましては、現在のところ考えておりませんのでよろしくお願いをいたします。

答（介護保険） 主要成果事業の130ページの地域包括ケア推進事業でございますが、こちらにおきましては、市民へのPRの方法はという御質問でございますが、こちらは平成22年と平成23年の2年間の継続事業でございます、平成23年、今年度におきまして、市民フォーラムだとかそういったことを年度の後半でやらせていただく予定をしております、その中で市民の方々へのPRだとかお互いの見守りについて推進したいというふうで考えております。

問（12） いきいき銭湯の関係ですが、サンビレッジを別に毎日無料にせよと言っているわけではありません。碧南のように年間18枚というような形の無料券の発行してみえるわけですが、月に1回なり、2回なり無料券の発行をすべきではないかと、市内での健康増進は市民の責務だと言われましたけども、それを応援するのが行政の仕事だと思いますので、その点でどうかと。それから、136ページ、3款1項15目の5ですね。後期高齢者福祉医療事業のところ、受診者が2,076人となっておりますが、全部で後期高齢者は何人みえるのかということ、受診できない方もいるのではないかと思います、その点をお示しいただきたいと思います。

答（保健福祉主幹） サン・ビレッジ衣浦の無料券の配布の関係でございますけれども、碧南市ではですね総合計画におきまして、高齢者入浴サービス事業を元気に暮らす高齢者の支援として位置付けをされております。高齢者が日常生活を快適におくることができるよう医療保健、福祉分野の政策として総合計画にのっとった形で実施をされておみえになります。私ども高浜市でも市民の方々に参画いただきまして第6次総合計画を策定いたしました。その中で医療保険、福祉分野を見ても、一人一人を認め合いその人らしく暮らせるま

ちづくりを進め一人一人を元気と健康づくりを応援するという目標が掲げられてございます。そして、これらの目標を達成するための指標にはボランティアひろばセンター登録数や地域で高齢者や障がい者等の見守りや生活の手助けをしている人の割合、さらには、日常的に健康やスポーツを行っている人の割合などが掲げられてございます。これらの指標を達成するにはですね、お風呂に特化したサービスよりも、むしろ、いきいき健康マイレージ事業などのように福祉全般の施策を展開する事業が合致すると考えております。総合計画を達成するために碧南市と高浜市では選択した政策や力を入れて取り組む政策が異なるというところで御理解をいただきたいと存じます。

答（市民窓口） 後期高齢者福祉医療事業の質問でございますが、後期高齢者、75歳以上の方の全体の数は、3,933人、これが23年3月31日現在の数字でございます。この中で福祉医療でございますので、いわゆる、まる福と呼ばれている受給者数の数ということでございますので、これが合計828人になっているということでございます。

問（12） 141ページ、保育園管理運営事業の関係ですが、資料いただいたのを見ますと、0歳児が6人、1歳児が27人、待機児がいるんですね。保育園というのは保育に欠けている子を見なければいけないというふうに規定されていると思いますが、この待機児に対してどのような考えをもってみえるのか。それと保育園の管理運営事業の中で中央保育園は200人近い規模の大型保育園で送迎の駐車場もありません。駐車場の対策を早急に立てるよう一度その点でお示しいただきたいと思います。それから、今年の夏に保育園に入りたいと言う方がみえて申し込みしたところ、1か月先だと言われたんですね、4歳児でしたから空きはあったんです、できるだけ、やっぱり早く入れてあげないとお母さんとしては引き続き働き続けるためにも大変だと思いますが、こういう点で、こういうことがないように、まず、指摘をしておきたいと思います。その前の質問、お願いします。

答（こども育成） まず、待機児の問題がございまして、御指摘のとおり今年はいくつか待機児が多くございまして、0歳児、1歳児で発生していることとございまして。その対策といたしまして、現在も民間園の弾力運用ということで未満児

も含めて47人の弾力運用を行っております。この来年度以降、また民営化を進めていくなかで弾力運用という形での対応ができますので、そこで少しでも未満児の対応はしていきたいと思っておりますし、いま、取り組んでおります家庭的保育、こちらにおいてもですね、今、今日からまた基本研修が始まっておりますけども、しっかりとした養成者を育成しながら家庭的保育の中で発生する未満児の待機児の対策をしていきたいと思っております。それから、中央保育園の駐車場と言うことでございます。これは、保育園に通う親子のふれあいと言うことも含めて駐車場よりも設置をするよりも歩いて通って親子のふれあいをということで、いままでお話もしているところでございますが、実は、中央保育園、今後、民営化していくなかで社会福祉協議会の提案の中で駐車場を確保したいという提案がございました。それに対して高浜市としてもですね、民間園の運営の中で駐車場の確保については一緒に協力していきたいというふうに思っております。それから、4歳児の子で1か月先だというふうに言われたと言うことですが、いずれにしてもですね、入園の準備もありますので、15日以前に申し込みしていただいた時に翌月から入園という形での基本的な対応をとっておりますが、もちろん、なるべく園の準備もございますので、空きがある以上早く入園をしていただくということは私ども考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

問（12） 弾力運用と言われましたが、要するに、定員以上に入れるという意味だと思っておりますが、その点。それから、駐車場の件ですが、どこにというようなお話がでてるかと思っておりますが、駐車場を確保するためにどうするのか、その対策として考えてみえるのがあれば、ぜひお示しをいただきたいということ。まずその点お願いします。

委員長 内藤委員。あの駐車場の確保は決算とは特に関係ないと思っておりますので、答弁も必要ないと思っておりますので、よろしいでしょうか。

（12） 駐車…

委員長 将来の話ですよ。決算で過去の認定をするかどうかという議論ですから。

（12） いや、それでも、新しくどこにするかという話がでてるといふから

聞いているのであって、もし、あったら、決まってるというか話がでてるのだったら、ぜひ聞いてお母さんたちに知らせたいということですから。

委員長 この場でなくてもいいですよ。決算委員会ですから、決算の内容で質疑いただきたいのですけど。

(12) わかりました。

答(こども育成) 定員以上と言うことでございますけども、私ども園の方では最低基準よりも余裕のある形で定員をとっておりますので、当然ですね国が定める最低基準を超えるようなですね弾力運用というのはやっておりません。あくまでも、基準の中での弾力運用するということでございますので、よろしくをお願いします。

問(12) 145ページですが、3款2項3目。ごめんなさい。141ページ、臨時職員の関係ですが、臨時職員が大変多いんです、この中で吉浜保育園や中央保育園が民営化されるということなんです、どれぐらい保育士さんが、なんて言うか。

委員長 内藤さん、先ほども言いましたけども、これから先じゃなくて決算の中でどうだということを御議論いただきたいのですけども。暫時休憩といたします。再開は、14時50分で、すみません、お願いします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時50分

委員長 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

問(12) 145ページ、3款2項3目、3のところでは家庭児童相談事業に養護相談の中に児童虐待というのが40件ありますが、これはどのような、相談の進みぐあいになっているのか、どのような結果になっているのか、お示しいただきたいと思います。それから、149ページの3款2項3目ですね、放課後児童健全育成事業、まあこれ150ページになりますが、放課後児童健全育成事業、これはおおむね10歳までとなっておりますが、ぜひ学年拡大して、やっていただきたいと思いますが、その点でどうなのか。161ページの生活保

護事業の中で、生活保護、生存権を保障する最低限度のセーフティネットなんです、この年度で生活保護の認定に至った受理件数と却下件数、まずその点お願いします。

答（地域福祉） 主要成果145ページですね、家庭児童相談事業の事業虐待の相談件数についてですが、例えばですね、その近所の方から家庭児童相談室の方に連絡が入ったりですとか、保育園、幼稚園、学校から入るようなこともございます。入った場合にはですね、一度その事実確認等をですね刈谷児相の担当の方と行うというような形で、保護等必要であればですね、例えば一時保護とかも含めて適切な対応をとっております。続きまして、主要成果161ページ、生活保護事業についてですが、平成22年の申請件数が37件、うち保護開始件数が35件でございます。

答（こども育成） 学童保育における10歳以上、4年生以上の児童の受け入れと言うことでございますけど、何度もこれは申しあげてございますけども、まず1年生から3年生までを優先的に学童に入らせていただきまして、そこで余裕があれば4年生以上も入会ができるという形の考え方には、いささかも変りはございませんのでよろしくお願いいたします。

問（12） おおむね10歳までと国の基準でもなっていますが、なぜ1年から3年が、そういうふうに優先ということになってしまうのか、その点でお示しをお願いします。それから、生活保護の申請があったとき、窓口の対応がどのような手順で対応しているのかということと、ケースワーカー1人に対して受付から認定を受けた人の状況まで見るのには、今、何名、3名おみえになると思うんです、ちょっと過密状況じゃないかという心配をしていますが、その点でどうでしょうか。

答（こども育成） なぜ1年から3年までが優先かと言うことでございますけど、もちろん、これはガイドライン、10歳以下というふうになっておりますし、当然、私どもといたしましても、保育園、幼稚園から上がった小学校の低学年という形の子が、例えばお母さんたちが帰って見える6時なり、それまで家で一人で待っているということよりも、小さい子ですのでその子たちを優先にしたいと、4年生以上になれば、やはり友達と遊んだり、いろんなところ

で、また自立をしていくことによって必ずしも学童というなかで預かるだけが道ではないというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

答（地域福祉） 主要成果161ページの生活保護事業についての実際の相談があつてからの流れにつきましては、まず、相談にみえたときに、査察指導員、いればですが、査察指導員とケースワーカー2人で対応するようにしております。そこで、御本人の状況ですね、実際の、今、手持ちのお金とかですね、実際、その預金とかいくらあるのか、家族構成とかですね、そういったこと、もろもろのことを、一度確認をいたしまして、最終的には本人の方に生活保護を申請するかどうかの意思を確認をさせていただいております。意思があるということであれば、そこで申請書の方をお渡しして、後日、申請書をだしていただくという形になりまして、そこから2週間の間に決定を行うというような流れになっております。生活保護のケースワーカーが、今、3名、それと査察指導員が1名で4名体制で行っておりますが、大体、ケースが130から140ぐらいを推移しておりますので、今、ケースワーカーとは別に査察指導員の方にもケースをもっていただいておりますので、一人当たり30から35ぐらいのケースで、今、行っております。

問（12） 「ささつ」という字は、どのような字を書かれるのでしょうか。ちょっとお示しいただきたいと思います。

答（地域福祉） 査定の「査」の字、木を書いて、下に日のちょっと最後横長のものですね。「さつ」は観察の「察」。

問（12） 放課後児童健全育成事業の方ですが、ぜひ、4年生になっても、昨年もそういう問題で、昨年、そういう問題でましたけれども…

委員長 内藤委員、質問ですか。希望ですか。

（12） き…

委員長 質疑の時間ですので。

（12） 去年、そういう質問がでた。

問（12） ぜひこの10歳までという点で4年生になっても、家で一人で待っておられない、兄弟がいる場合なんか、兄弟は学童保育にくる、その子一人がうちに残るといったようなことがでてきてますので、そういう点での、ぜひお

考えの改善をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

答（こども育成） 拒否をしているわけではございませんので、実際、今、9月1日現在では待機児がなしの状態であります。ですから、4年生以上、空きがあれば入っていただくこともできます。ただ、やはり私どもの考えとしては、学童保育だとか、いろいろな形の中で子どもは自立していくものだというふうに思っておりますので、やはり4年生以上になれば、空きがあれば入っていただきますけど、そうでなければ、いろいろな形で自立をしていくことを支援することが私ども行政としても大事なものではないかというふうに考えております。

問（4） 主要施策成果説明書の134ページですね、3款1項13目のですね、子ども医療事業についてお伺いしたいと思います。平成22年1月から開始された子ども医療の無料化について、1年以上が経過しております。その間、制度が定着して、また、年間を通じた実績が判明したことでですね、利用状況や課題が明らかになったことと思っておりますので、そこで、これまでの成果や今後の課題についてお聞かせ願いたいと思っております。

答（市民窓口） 子ども医療費の無料化の成果と今後の課題というご質問でございますが、まず、小学校1年から中学校3年までの通院分、こちら拡大分に係る1年間の給付費の実績は、9,347万2,904円で、1月当たりで換算いたしますと、779万円程度となっております。以前の3分の2、助成していた際の1月当たりの助成額が406万円程度でございますので、それと比較いたしますと約1.9倍の実績となっております。子ども医療費の無料化の成果といたしましては、子育てに対する経済的な負担の軽減のほか、償還払いから現物給付になったことにより、申請手続きの負担の軽減が図られたものと考えております。このことにより、子どもを産み育てやすい地域社会の実現や、子どもの健やかな育ちを支援する体制の強化につながったものであると考えております。今後の課題でございますが、本事業は市民予算枠事業でございますので、医療費の増大は、他の地域活動の支援を圧縮することにつながります。つきましては、この事業の主旨やあり方を踏まえ、必要な医療を正しく受診していただくための一層の啓発が必要だというふうに考えております。

問（４） 非常にいい制度だと思います。特に今回の事業仕分けでもですね、非常に市民予算枠においてですね、一定のキャップ、要するに上限が設けられたということに対して高い評価を得たかと思いますのでね。非常にいいのではないかと思います。市民への啓発を頑張ってもらいたいと思います。続きまして、主要施策のですね、１５８ページの子育て家族支援ネットワーク、３款２項３目についてお伺いしたいと思います。いちごプラザ運営委託料が５１５万４，２０６円で、前年度決算７７８万２，５１３円と比べてみますと、２６２万８，３０７円減の減額となっている理由をお聞きしたいと思います。

答（こども育成） いちごプラザ運営委託料の委託料の減額の理由でございます。この事業、高浜市社会福祉協議会に委託して実施しているわけですが、２１年度は３人の職員の支援者という形で委託料を組んでおりました。今年度ですね、ここの１５９ページの（２）にあります、子育て家族支援ネットワーク事業、これは、情報発信をする事業ですけど、こちらも同じように社会福祉協議会の方に委託をしましたので、その分の一人の人件費をですね、情報発信をいちごプラザでやっていた分をネットワーク事業の方に一人移し変えたという形での減額という形になっていますのでよろしくお願いします。

問（４） そうしますと、子育て家族支援ネットワーク事業の高浜市子育て支援ネットワークの事業内容とですね、運営方法を詳しく説明をお願いしたいと思います。また、その成果がどのようにでているかですね。お聞かせください。

答（こども育成） ネットワーク事業でございますけど、平成２１年度に県の方から安心子ども基金の事業としてですね、子育てネットワークのモデル市という形で高浜市が選ばれました。これに基づいて実施しているものでして、内容的にはですね、就園前の、幼稚園、保育園に入る就園前の幼児を御自宅で保育されている家庭に対して、インターネットですとか、メール等によるポータルサイトから情報提供して、個別発信して、子育て支援をサポートする事業だということでございます。具体的にはですね、２２年度からポータルサイトを９月に構築いたしまして、子育てメールマガジンの配信等を行っておりますし、子育てハンドブック「あんちょこ」というものを３年ごとに更新してきたわけですが、これも新たにこの事業の中で作りまして、ネットでの

配信と紙ベースでの冊子の配信という形で未満児の方も支援しています。また、この事業を通じてですね、託児付き講座、出張子育て講座というのを年間12回開催させていただいております。その成果ということでございます。ポータルサイトですとかメールでですね、いちごプラザですとか民間園にあります各種子育て支援センターに事業の予定ですとか子育ての情報等を流しております。そういった成果であると判断しておりますが、平成22年度のいちごプラザの延べ利用率、これは、158ページにもありますが、1万9,269人、8,885組の親子が利用されまして、前年度に比べますと、3,308人、1,507組が増加したという実績ももっております。また、民間園であります子育て支援センターですね、こちらの利用も2万2,143人ということで、前年度に比べますと、4,834人ふえております。特に支援センターの方では相談件数もふえてきたということも聞いておりますので、やはり、メール等の発信によってですね気軽にこういったところに来ることによって、子育ての不安ですとか、いろんな相談を専門家に相談して解決に導くということが、このメール配信システムのほうからでてきたのではないかというふうに判断をしております。

問（4） 近ごろ非常にメールといいますか、ツイッターとか、いろいろこういう文明の利器がでてきていますので、それをうまく利用して、より頑張りたいと思います。

4款 衛生費

問（8） 決算書の168ページ、169ページのところにあります、4款1項2目20節の扶助費において、3,142万9,082円の不用額がでております。非常に大きい金額となっておりますが、その理由についてお知らせをいただきます。

答（保健福祉） 扶助費において、非常に大きい不要額が生じているという御質問ですが、今回の不用額につきましては、新型インフルエンザの低所得助成として、平成21年度予算3,092万2,000円を平成22年度に繰り越しをさせていただいております。幸いなことに平成22年4月以後は、新型イ

ンフルエンザが発生しなかったことにより、繰越額のほぼ全額が不用額となったものです。

問（14） 174ページ、地域医療振興事業、5億0,699万5,816円、これは、病院の運営費の補助金ということで、4億7,646万7,571円ということで、予算額よりも1億6,000万ですか、ふえておりますけれども、主な原因は、多分、外来患者が伸びないところだと思いますけれども、どのような努力をされて、そしてこういうことになったのか、お聞きしたいのと、その上の、救急医療事業のところの（2）負担金、病院群輪番制病院運営負担金の212万7,418円、このことについてお伺いたします。

答（保健福祉主幹） 医療法人豊田会への平成22年度の補助金の関係でございますが、委員、御指摘のとおりですね、患者の伸び悩みの部分が多分ございまして、予算額を上回る結果となっております。実際、患者の状況をお話しさせていただきますと、平成22年度の外来患者数が2万5,675人ございまして、1日平均患者数、101.9人となっております。前年度の平成21年度が、1日平均100人ございましたので、本当に微増というような状況で思うように患者が戻ってこないという状況であります。そのことを受けまして、今年度から、医療法人豊田会といたしましては、内科外来の新患の受付については、毎日午後3時まで対応することといたしております。また、健診からの患者を獲得するために、刈総本院と連携することによりまして、年間1,000人の受診者増を見込んでおります。また、入院について申しあげますと、平成22年度、延患者数、2万8,798人で、1日平均患者数は78.9人まで伸びてきております。21年度と比較いたしますと倍近く、患者の方はふえてまいりました。これは、21年度末に3名であった常勤医が、22年度末には5名にふえたことによりまして、104ある病床、すべてに患者を受け入れることができるようになったというものでございます。また、今年度からはですね、さらに内科の常勤医が1名ふえておりますので、病床利用率は90%を超えることが期待されておりますので、よろしく願いをいたします。

答（保健福祉） 病院群輪番制の負担金について、こちらにつきましては、いわゆる、2次救急を行っていただきます、碧南市民病院、刈谷豊田総合病院、

八千代病院、西尾市民病院この4病院に対して、西三河、西尾を含めた6市と旧幡豆3町ですね、人口に応じて負担金を支出するというものであります。

問（14） 補助金のほうなのですけれども、午後からの診療もやるということで、これは何か調査をされて、そうすれば、外来患者がふえるというような、何か裏づけみたいなのがあったのでしょうか。それと、本院との連携ということでございますけれども、どのような連携で、1,000人の増を見込んでおられるのか。それから、ついではですから、23年度でこの補助金は、一応原則終わりということになっております。ここの下の方にも書いてありますけれども、原則ということは、そのとおりなのか、多少何か刈総との協議があるのか、今年いっぱいですので、ぼちぼち、何かそんな話も出ているのかなという気がしますのですけれども、その辺についてもお願いします。

答（保健福祉主幹） まず、外来の診療の受付の関係でございますが、従来は12時、正午までの受付でございました。ところが、実際に開業医さんのほうもですね午前中の診療は正午までで、午後からの診察となると、やはり午後3時から、あるいは、午後4時からという診療機関が非常におおございます。したがって、正午から3時、4時までに、いわゆる緊急の患者さんの受け入れ先がないということで、高浜分院にも問い合わせがですね、よく入ってございましたので、そういった患者さんも分院で受けていきたいということで、今年度から受付を午後3時まで行なわせていただいております。それから、刈総との検診の関係の連携による、1,000人の患者増でございますけれども、高浜分院、検診には力を入れてございまして、検診機器については、刈総本院と全く同じレベルの検診機器を入れさせていただいております。したがって、本院で受けても、分院で受けても検診に関しては同じサービスを受けることができるということでございます。たまたま、現在、本院の方が検診が飽和状態になっておって、2か月3か月待ちの患者さんが非常におおございます。したがって、そういった患者さんに対しまして、分院で同じサービスを受けることができますので、もし分院で受診をされるご予定があれば、ぜひ、分院へおまわりくださいというようなことで、促していただいておりますので、こういった患者さんが年間1,000名程度見込めるということをお院のほう

はふんでおります。最後に、4年目以降の赤字補てんの関係のお話でございますけれども、私ども医療法人豊田会と結びました協定書には、原則、移譲後3年間の経常損失を限度として赤字補てんをすると規程してございます。しかし、一方で高浜市と豊田会は協力をして、10年以上病院の運営に努めなければならず、移譲後3年ごとに病院運営の継続についての協議を行い、支障が生じた場合は、双方、誠意を持って問題解決に当たるとされております。よって、現段階におきましては、医療法人豊田会に経営努力をしていただきまして、早期に収支均衡が実現するように働きかけております。ただし、今年は病院運営の継続についての協議の年に当たりますので、まずは、医療法人豊田会から病院運営の中長期的な経営方針ですとか経営ビジョンこういったものを示していただきまして、その方向性について議論する必要があると考えております。そのうえで、収支改善に向けた診療体制を協議させていただきまして、4年目以降の経営損失の取り扱いにつきましても、お互いに協議のうえで決定していく運びとなっておりますのでよろしくお願いをいたします。

問（14） 今年度、4億7,600万の補助で、先ほどの午後診療とか1,000人の見込みということで、多分それでは当然まかなえないと思うので、23年度もよく似たような赤字になってくるかと思えますけど、23年度までは、補助金をだすということになっておりますので、それはやむを得ないと思えますけども、24年度からは相当努力していただいて、高浜市の負担のないようにお願いしたいと思っております。

問（12） 164ページ、4款1項2目老人成人保健事業のところですが、自治体キャラバンなんかでも、いつもでているんです、総合検診期間を拡大して検診の受診率を上げるための取り組みをしていただきたいということを思っています、その点ではどうでしょうか。それと、173ページ4款1項2目で子宮頸がん等ワクチン接種事業、大変、ワクチンのヒブワクチンなんか、最初始まったときに、ちょっと問題がありましたけれども、非常にあと順調にいつているようで、今後も引き続いてワクチン接種をやっていただけるように、ぜひ、お願いしたいと思います。118ページ、4款2項2目…

委員長 118というのは、款が違うのですけど。

(12) すみません。それはいいです。

答（保健福祉） 検診期間の延長の件についてですが、特定検診、後期高齢もですが、7月から9月を重点期間として実施をしておりますということを御案内をさせていただいておりますが、本年度8月15日号の広報にも載せさせていただいておりますが、医療機関によっては9月以降も、さらに、この先、3月までやっていただける医療機関というのが、特に内科系を中心にあるということで、広報の方にも医療機関または保健センターに御相談くださいねということでださせていただきました。したがって、全ての医療機関ではありませんが、医療機関によっては3月まで、受診、できるという機会をもうけておりますので、もし、そういった方がみえましたら、ぜひ、御案内をさせていただきたいと思います。次に、子宮頸がん等ワクチン接種事業については、一般質問の際にも、お答えをさせていただいております。定期接種化されるのか、そして、いわゆる、この助成制度、基金の方が継続されるのか、そして両方もされないのかによって状況が大変変わってきます。現在、まだ国から情報がない状況ですので、一般質問で申しあげたとおりの状況と変わりありませんので、まだ決定がしてないということですのでよろしくお願いします。

問（12） 174ページ、先ほどもでしたが、4款1項3目の地域医療の関係ですが、ぜひ、今年度に限って意見を言えという話ですので、損失が引き続き23年度どれくらいでるのか、できるだけださないでやっていただくよう、それと、この契約書ですか、これが高浜市がすべて経営損失、負担をするというふうになってる関係で、高浜市がだすようになっているというふうに聞いていますが、損失がでた場合に豊田会から言いなりにだすべきではないと思います。そういう点、指摘しておきます。

5款 労働費

質 疑 な し

休憩 午後 3 時 2 1 分

再開 午後 3 時 2 8 分

6 款 農林水産業費

問（8） 主要施策成果説明書の 196 ページ、6 款の農林水産業のところですが、2 番目の明治用水中井筋改修事業、負担金 5,622 万 1,894 円についてお聞きします。下のところに明治用水土地改良区、一つとして中井筋の改修事業費、それから水環境事業についてと。これは清水町の神楽山用水上部利用の内容と思いますけども、それぞれの事業内容と進捗状況、完成したのか継続事業なのか。それからそれぞれの事業の負担割合についてお聞きいたします。

答（地域産業） お尋ねの中井筋の工事でございますけど、中井筋につきましては水路の老朽化等による排水不良の改修工事でございます。予定工期につきましては、中井筋は平成 12 年度から平成 27 年度までとなっております。中井筋地区の事業量の進捗状況は、22 年度末現在で約 50%でございます。中井筋には、中井筋地区・中井筋依佐美地区とございまして、平成 23 年度現在の全体事業費につきましては、約 90 億 5,000 万円くらいでございまして、負担割合につきましては、国が 50%、県が 25%、地元が 25%になっておりまして、そのうちの地元負担のうちの 23%が高浜市の負担となっております。水環境整備事業につきましては、神楽山用水の関係でございますけど、これの目的につきましてはパイプライン化されました上部の用地を活用して農業の利水施設の保全管理を図るものでございます。中井筋 1 期工事としまして総事業費につきましては、約 9 億 8,000 万円程度でございます。負担割合につきましては、同じく、国が 50%、県が 25%、地元市が 25%でございまして、この高浜市の負担率は 14.9%となっております。この水環境事業につきましては、工事延長につきましては、全長 6,830 m でございまして、安城市のニッ池排水路、西端用水、神楽山用水の 3 用水から工事することになっておりまして事業工期につきましては、平成 21 年度から平成 26 年度までとなっております。事業量の進捗状況につきましては約 40%でございまして、

市内の神楽山用水工事につきましては、せせらぎ水路、川遊び水路ゾーンの一部、167mが平成22年度の工事で完成しているところでございます。

問（12） 199ページ、6款1項4目、畜産環境整備事業の中で補助金というところがあるんですが、吉浜養鶏が閉鎖すると聞いていますが、今後どうなるのか、鳥インフルエンザの際の支援などはどういうふうになるのかお示しください。

答（地域産業） 吉浜養鶏につきましては、民間企業ですので、閉鎖するということは私ども承知していますが、どういう清算をしていくとまでは把握しておりません。ただ鳥インフルエンザにつきましては、やはり毒性がありますので引き続きですね、何らかの形でですね、支援は続けてまいりたいと現段階では考えております。

7款 商工費

問（8） 主要施策成果説明書ですけども、208ページががんばる事業者応援補助金についてお伺いします。事業者に対する支援施策として昨年度実績として約600万円を超える補助金を支出していますけども、これによってもたらされた効果について教えてください。

答（経営戦略） 今の御質問で効果のことですけれども、これも一昨年ですね、21年度から補助をしております、私ども22年度になりまして、一年を経過したということでそのときに事業をしていただいた事業者のほうにアンケートをとっております。その中で効果として売り上げが少し向上している、これは5～10%くらいというような数字、それから業種によっては注文が増加したというお声もいただいております。それから主要成果のほうに17件ということで書いておりますが、これは昨年度の実績でございますので、引き続きこの事業者の方にはどうですかというような個別の訪問をしておりますが、その中でも非常にいい状況であると、効果がでてきているというお返事をいただいております。また一方では、この補助金を創設することによりましてそれが起爆剤となって、これは、23年の1月の数字でございますが、県内の62商工会がございまして、その中で経営革新事業への相談だとかですね、嘱託専門員の派

遣実績、こういったものが高浜市の商工会が県内でトップの数字をあげておるという結果となっております、これは事業を見直すために地元の事業者さんが自分の事業を考えていただいたという大きなこの事業の補助がインセンティブにつながっているのではないかとというようなことも効果として捉えております。また、この補助を使われて電設設備の事業さんでございしますが、いわゆる新しいビジネスへの展開ということで、この補助でデモ機をつくられたわけでございます。今年8月にですね、財団法人あいち産業振興機構、この事業者がやっておられます有望ビジネス事業化サポート事業の支援対象に決まったよと。そういう効果も捉えております。

問（12） 206ページですが、地域産業振興事業の中で、ここには載っていないんですが三州瓦のリサイクル製品製造設備補助金というのがこれまであったんですが、これはどういうふうになくなるという話も聞いていないんですが、これがどのようになったのか。それと210ページ、いきいき号の循環事業の関係ですが、昨年病院で待っていたのにとまってくれなかったとか、いろいろ聞いていましたが、そういう点が直って、今年なっているならいいんですが、刈谷総合行くのは便利になったけれども、病院から帰ってきて市役所に着いて、家に帰るバスに乗ろうと思うと一時間近く待たされるというようなことがでています。非常に乗りにくいという話がでています、その点でどのように計画を直したのかお示してください。

答（地域産業） 今、御発言の中では206ページの中小企業振興対策事業費補助金の中の内訳のお話であろうと思いますけど、この中には単年度事業でやっておりますので、10事業やっております、愛陶工が申請してきているものの中には、特に今年の中にはリサイクルの関連のものは入っておりません。

答（市民生活） いきいき号のバスがとまってくれないというような御事情というところでございますが、いきいき号は基本的には時刻表というのがございまして、その時刻にあわせて乗り降りをするということが基本でございます。とはいうものの、交通事情によって、概ね遅れることは多いんですが、たまに逆に交通事情で空き過ぎてですね、早く着くというときには今のような問題が生じることがございます。そういった場合にも私ども苦情いただきましたら、

運転手さん、会社のほう通じてですね、時間の早くでないようにですね、御指導をお願いしております。もう一つ、乗りにくくなってしまったというような、非常に残念なお話を今いただきましたが、基本的にはバスの時刻表ございます。市内が3路線から4路線に変えさせていただきました。分院からはすべての便がとまりまして、市役所まできますので、ある便をですね、帰る便を乗らなくてもですね、違う便でも結構ですので、市役所まで帰ってきていただいて乗っていただくとか、あとは上手に予約をとっていただいてですね、こういった時間で予約をとると早く帰れるという形で利用者の方も工夫をしていただくともっと使っていただきやすいいきいき号になるのかなと考えております。

問（2） 主要成果説明書、208ページの7款1項2目の補助金企業誘致等に関する奨励金というのが、合計では7件ですけれども、補助金名としては、5項目でていますけれども、この内容について教えてください。

答（経営戦略） 補助金の内容という御質問でございますが、まず工場等の新設促進奨励金というものでございますが、これは工場を新たに高浜の市内に建設していただいた方にですね、奨励という形で3年間は創業してから税をお返ししていこうと、これは固定資産と、土地、家屋両方にかかるものでございますが、そういう形になっております。工場等の増設というのは、市内の企業さんが今の社屋、プラス、要件はございますが、建物を建て増しされた場合に同じような制度ということで税をお返しするという形になっております。3番目の透水性舗装、また雇用促進奨励金というのは、私、今、申し上げました新設の促進で工場を新たに建てていただく、なおかつ増設していただいた方が申請できるという付帯的な補助制度になっておりまして、これは透水性舗装につきましては、新しく工場を増設されたり、新設されるときにですね、透水性に配慮した設備をしていただいた方に限度額はありますが、補助していくと。雇用促進の奨励金につきましては、市内で一年以上ですね、市内のそういったきちんと、要件はございますが、お勤めいただいた方に奨励をしていくということでございます。最後の償却資産税の資産の増資促進奨励と申しますのは、市内の中で3年以上事業活動をされておられるなかで、これは償却資産に対する要件それぞれございますが、一事業者さん一度限りということで、償却資産の税に

対する限度額200万ということですが、奨励をいたしておくと、そういうものでございます。

8款 土木費

問（12） 225ページ、8款5項2目街路計画事業の中で名浜道路推進協議会というのがございます。これはどのようなものか、これは名古屋と浜松かどうかわかりません。どのような事業なのか、どのような協議会なのかお示しいただきたいと思えます。

答（都市整備） 225ページの街路計画事業の名浜道路推進協議会のことについて御説明させていただきます。名浜道路の今、現状につきましては、名浜道路推進協議会が9市、6町で行っております。豊橋、半田、豊川、碧南、西尾、蒲郡、常滑、高浜、田原。それとあと、22年度につきましては、美浜、武豊、幸田、吉良、一色、幡豆で推進協議会をやっております。この区域がですね、名古屋というより、起点がですね、今ですね、地域のもので、高規格道路の流れということで、中部国際空港からですね、アクセスの向上をひらいて、西三河の物流と生活の機能を期待されている道路なんです、その区域につきましてはですね、平成19年度にですね、国土交通省より概略延長、これ40kmになるわけなんです、40キロの中の碧南市から額田郡幸田町の区間、約21キロが調査区間として指定されております。この区間のもので、名浜道路の整備のメリットとしますと、物流としての機能をきたすことと、災害時の緊急輸送路を確保できるということと、交通安全対策だとか、温暖化の対策になるということでございます。

問（12） 高浜市を通るわけではないというのはわかりました。今でもそういう道路がいろいろできていまして、第2東名もつくっていますし、これをわざわざ大型公共事業の一種類になると思うんですが、そういうところの協議会に参加するというのは、大変問題があると思えます。これは指摘をしておきたいと思えます。

問（14） 223ページの都市計画総務費の中の総務事業で112万4,270円となっておりますが、当初予算では574万5,000円とあがって

おったんですけど、460万くらい減っているんですけど、これはどんな理由なのかということと、それから高浜市都市計画基礎調査業務委託ということで、法適用状況（条例・要綱）、これはどういう調査なのか、いわゆる都市計画上と現状とが違っているということを調査することなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答（都市整備主幹） 223ページのまず、都市計画総務事業の中の112万4,270円の件でございますが、昨年、21年度から繰り越した分の委託の業務がございますのでその分で決算額が減ってございます。都市計画基礎調査の委託業務の内容の法適用状況（条例・要綱）等につきましては、現在高浜市が整備しております都市計画に関する条例要綱等のそれぞれの調査をいたしております。今回の委託業務より、都市計画にかかわらず、まちづくりという広い意味での条例、要綱等の内容の調査を実施いたしました。それに対する委託業務でございます。

問（14） 私のイメージしていたのと違うのかもしれませんが、都市計画の法適用状況ということは、条例と状況が差を調べるという意味なんですか。

答（都市整備主幹） まず都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条で概ね5年ごとに実施するというように規定されております。これにつきましては愛知県内すべて同一の内容で都市政策の企画、立案及び都市計画の運用に関する調査のほうをはかっておる状況でございます。その中でも年度に分けて、土地利用状況、建物状況、土地施設状況、市街地整備の状況等を調査しております。この中で5年の最終年といたしまして、この委託は法適用調査ということで都市計画に関する法がどのようなものが各市町村であるかというような調査をしたという状況でございます。

9款 消防費

問（12） 236ページ、9款1項1目の消防団活動事業の中に、ここにはでていないんですが、消防団の方に退職金というのがあったと思うんですが、それがどのように分団に入っていくのか、個人に入っていくのかその点をお示しいただきたいのと、消防の237ページですが、広域消防事業の中で若い人

を採用して、採用してすぐ働けるわけではありませんので、技術を身につけて働けるようにしなくてはならないわけですが、国の基準の6割くらいしか職員がいないということがあります。人が足りないという声はでていないのかどうか。お示しいただきたいと思います。

答（危機管理） 最初に御質問のありました消防団の退職報奨金につきましては、衣浦広域消防のほうから支払いのほうしておりますので、詳細についてはこちらのほうでは概ねしか把握しておりません。高浜市のほうから退職された消防団の方には、直接し支払っておりませんので衣浦広域消防のほうから支払いのほうは行っております。また2点目の、広域消防事業で消防署の職員の人数につきましても、平成15年度から広域消防化になっておりますので高浜市のほうで、例えば高浜署が人数が足りないとかいうこともこちらのほうには意見としては入ってきておりません。

問（12） 消防団員の退職報奨金が広域消防ほうから入るといふことでしょうか。

答（危機管理） 掛金につきましては、消防団の退職報奨金の掛金は高浜市のほうから基金のほうに積み立てさせていただきますが、5年を勤めていただいた消防団員につきましては、基金のほうから退職報奨金が支払われますが、こちらにつきましては、高浜市のほうから衣浦広域消防のほうに単独経費という形で負担金をだしております。そのだした負担金に基づいて衣浦広域消防から各市の消防団員のほうに退職報奨金のほうが支払われる制度となっておりますので、こちらのほうでは負担金をだす時点までしか高浜市では支出はしておりません。

10款 教育費

問（2） 主要成果説明書、246ページ、図書購入費が37万6,230円、それから249ページに中学校のところで図書購入費が9万9,794円ということで、これは21年度のときに比べると小学校では約1割、それから中学校のほうでも160万に対して9万9,000ですので、かなり図書購入費が減っておりますけども、以前はかなり図書購入費のほうも小学校、中学校とも

つけていただいていたと思うんですけども、その辺の理由と、それから蔵書率は小学校、中学校どうなっているかお伺いしたいと思います。

答（学校経営） 図書購入費の関係でございますが、リーマンショック後、財政状況がかつてない厳しい局面を迎えているということで、平成22年度及び23年度につきましては「緊急財政方針」というものができました。このことから、図書購入費につきましては各学校のほうに対しまして必要最小限度をあげてくださいというふうでお願いしたその結果がこのような数字で表れております。ただ、今回の22年の3月補正予算におきまして、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金が受けられることとなりまして、前倒ししてできる事業はないかということで真っ先に手を挙げさせていただきまして、図書購入費で250万円のほうを予算要求させていただきまして、3月補正のほうで御議決いただきました。その全額を23年度に繰越しさせていただきました関係で、平成23年度予算につきましては、学校から当初でいきますと89万円ほど予算要望がございました。で、それが250万確保できたということで当初に比べて2.8倍の予算を確保することができたということです。これがまず一点目です。それから図書の充足率でございますが、22年度末の数字でございますが、小学校につきましては、107.6%、それから中学校でいきますと105.1%、全体では106.7%となっております。図書標準を達成している学校の割合は、高浜市でいきますと小・中とも100%というふうでございます。ちなみに、国とか県の数字でございますが、まだ22年度の数字はでておりませんので、21年度の数字を申し上げますと全国平均は、小学校のほうで50.6%、中学校のほうで42.7%、愛知県におきましては、小学校で59.1%、中学校で64.6%となっております。

問（2） 今のお話でございますけども、充足率は確かに小学校は、107.6%ということ、中学校が105.1%ということで充足率は達しているかもしれませんが、かなり古い本も実際には数の中には入っていると思いますので、この辺のところもですね、十分考えていただいて、本やなにかはできるだけ新鮮なほうがいいわけですので、図書館のほうも指定管理にさせていただいてかなり図書購入費のほうも入れていただいているのであれですけど、そうい

ったところを加味されてこういったようなあれにもなっているかもしれませんが、やはり小学校、中学校、そういったところで本を読んでもらうのは大切な話ですので、やっぱり図書費のほうはできるだけ多くとっていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

問（10） 主要成果説明書242ページ児童生徒健全育成事業でありますけど、その中にですね、スクールアシスタント、スクールヘルパーが配置されておりますけども、この配置することによっての成果をお聞かせ願いたいと思います。

答（学校経営主幹） スクールアシスタントとかスクールヘルパーの件でありますけども、まず言葉の説明からさせていただきますと、スクールアシスタントというのは、小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒に対して教育的支援を行う、そういう教員であります。22年度は7小中学校に12名採用しました、それからスクールヘルパーにつきましては、こちらのほうは中学校において学校不適応、こういったものを起こして学級での普通の授業が受けられないと、そういう子たちに対する支援を行う教員というふうでそれぞれの中学校に一名ずつ、合計2名採用しました。この事業等はですね、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、特に授業中に教育的支援とか生活的支援、こういったものを主に個別指導をしております。授業中、学級担任にとってこれら児童生徒への指導の負担が軽減されまして、通常の児童生徒への学習とか生活指導、こういったものが充実できるという形になっております。学校生活の補助及び支援も行っております、今言った教科指導への補助以外にも、学級活動とか給食指導だとか、それから学年とか学校の行事だとか、そういったいろんな場面場面での対応の支援も行っております。担任は、学級で何十人もの児童生徒を一斉に指導しますので支援の子に手をかけざるを得なくなると授業中も中断するということがよくあります。こういったことでその方々の支援によって本来の学級全員に向けての学習指導に専念できます。というようなことで逆に支援されるこの児童生徒たちにおいても個別の支援をやっていただけるということで学習態度も落ち着いてきて、集中した学習活動とか学校生活が成り立っておるといようなことです。

問（10） 243ページのですね、学校評価事業、これもですね、内容とその成果を御説明願いたいと思います。

答（学校経営主幹） 学校評価事業の22年度の目玉というのが、昨年8月21日に実施しました「学校評価シンポジウム」です。開かれた学校づくりを確実なものにするために、8年前から他市に先駆けて実施してきた学校評価事業、その集大成として、地域とか保護者の方々を対象にしたシンポジウムをこの日、1日日程で実施しました。500人を超える参加をいただきまして、学校づくりとまちづくりの一体化、これをメインテーマにして、高浜市の小中学校のこれまでとこれからの姿を保護者とか市民の皆さんと教職員が一緒になり考えることができました。特に信頼と安心をいただき、地域に根ざした学校づくりが着実にできていることをこの日確信しました。これを土台にしまして現在策定中の教育基本構想へと本年度はつながっております。

問（10） 同じく263ページ、放課後居場所事業について質問させていただきます。高浜小学校が22年度にモデル事業として実施されましたけど、その成果を説明願いたいと思います。

答（文化スポーツ） 委員御案内のとおり高浜小学校、昨年モデル校として実施させていただきました。この事業につきましては外で遊ぶ機会や場所の減少ということで、集団で遊ぶ機会が減ったお子さんに対しまして、友だちや異なった年齢の子どもさんたちと自由に外で遊んだり、地域の人との関わりをもつ場所を創出することで、集団で遊ぶ機会をつくり、遊びの中で自然に養われる自主性、社会性やコミュニケーション能力の醸成を図ることを目的としてございます。この平成22年9月から開始して3月までの間の112日、延べ2,586人の子どもさんが遊んでみえ、プレイングマネージャーを26回配置いたしまして、みんなで楽しむことができる遊びなどを実施してまいりました。この居場所ができたことによりまして多くのお子さんが利用され、遊びの中で協調性が養われてきたというふうに考えております。

問（10） 当然、モデル校として高浜小学校でやったわけですが、今後この成果を受けて、どのような展開になっていくのか御説明願いたいと思います。

答（文化スポーツ） 昨年この実績を踏まえましてですね、今年度、市内の5つの小学校区でこの放課後居場所事業を展開してございます。こちらのほうも多くの児童が参加しておりまして、保護者の方からも安全で友だちづくりをできる子どもの居場所として好評をいただいているというところでございます。これは先ほどにも少しお話ができましたが、学童保育のほうでは、本年9月時点で待機児童がなくなりましたことは、この放課後居場所事業というのが、子どもの自立に向けた子育て支援の事業としての成果がでておられると考えております。

問（10） その担当と申しますか、委託先がシルバー人材センター、この人材を活用したヨガだとかじゃんけんゲーム、フリスビー、こういうものを展開されているということによろしいでしょうか。これを残りのあと今5校ですか展開されるわけですが、当然、シルバー人材センターの人材を生かした活動に向かっていくとか、わかっている範囲でお願いいたします。

答（文化スポーツ） 委員御指摘のとおりでございます。

問（16） 今263ページの放課後居場所運営委託ですが、今成果について伺いましたけども、今後の改善点だとか、課題みたいなものが、今実施されておりますので、現時点で。4月からスタートしまして、約半年になろうかと思っておりますけども、その点について伺いたいと思っておりますけども。

答（文化スポーツ） 当然やっていくなかでですね、いろんな問題点等がでてまいります。委託先でございますシルバー人材センターさんのほうともお話をさせていただくなか、また保護者の方というか、親御さんのほうの御意見等も踏まえてですね、そういったのを常に見直しをして改善をしてというような形で今、進めております。

問（16） それでいいかと思っております。確認なんですけども、モデルでやっているときにですね、お子さんのかばんなんですけども、一たんおうちへ帰ってかばんをおろしてそれからまた学校へ登校して、それからプレイをする、遊びをするという形になっておりましたけども、その点につきましては、今現在はどのようにされてますでしょうか。

答（文化スポーツ） 平成22年度はそういう状況でございます。

答（16） 22年度はそういう状況で、今現在は。

答（文化スポーツ） 23年度は、そのままおれるような、一たん帰るとかで
すね、そうではなくてそのまま学校を終わられてそのまま引き続きそこにおる
というような形になっております。

問（16） そこが一番聞きたかったんですけども、やはり学校からかなり離
れているおうちの方ですと、例えば20分とか30分かかって、家まで帰って、
また20分、30分かけて学校へくるというのは大変なこと、時間的にも大変
ですので、その分、遊びの時間おもいっきり遊んでいただきたいという思いが
ありましたものですから質問させていただきました。それから243ページ教
育活動支援事業の中の（3）不登校対策事業ですけども、資料見させていただ
きますと先生方の御努力の成果といたしますか、21年度よりは少しずつ改善さ
れているということでございますけども、小学校、中学校ともに少し改善され
ておりますけども、この点につきましてはどういった、この成果につきまして、
この中身ですね、どういった御努力をされた成果がでたと思うか、その考えに
ついてお伺いします。

答（学校経営主幹） 御指摘の不登校の22年度の実態でありますけど、21
年度と比べると少し改善されたということで、その内容で少し申し上げます。
昨年場合は小学校で不登校が26人、比率でいうと0.85。中学校で54
人、比率でいいますと3.71という形です。こちらの不登校対策事業におき
まして昨年度、楽習館で不登校の相談員配置させていただきました。こちらに
かなり子どもたちの相談以外にも親の相談だとか教職員の相談だとか、そうい
った事例がありまして、特に中心にあてたのが小学校の中学年ですね、中学年
の数がかなり多かったというか、そこに中心をあてて指導をするような形をと
りました。実際に小学校でいいますと、23名のうちの4年生と3年生ですね、
ここが7名おりましたけど、この子たちの改善が特に小学校の率の低下につな
がったのではないかなというふうに思っております。

問（16） 不登校に至る主な原因というのはどういうふうに捉えてみえますで
しょうか。それと適応指導教室ですけども、この配置がまたいきいき広場の中
にも配置されましたけども、このことにつきましてもお伺いします。

答（学校経営主幹） 原因も非常に多岐にわたってまして特に小学校で一番

多いのは、本人に関わる問題、本人の性格みたいなものですが、それが23分の11名です。親子関係をめぐる問題というのがそのうちの7名。この二つが多いです。中学校の場合は、やはり、本人に関わる問題というのが29、第2位が友人関係をめぐる問題というのが8。ここがワンツーです。楽習館から今年、いきいきに移動したことにつきましては、場所が変わったということで内容的には今現在は同じ内容で指導しております。

問(12) ページ239ページですが、特色ある学校づくり教育指導事業の中で特色ある学校づくりというのがございますが、これ各学校で取り組んでおられる内容なのか。確かな授業づくり事業委託この2点についてお示しいただきたいのと標準学力検査実施委託というのは、これまでの国の学力テストは入っていないのかどうか。それと242ページの10款1項3目児童生徒健全育成事業の10項目目に「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託というのが36万4,000円ありますが、これいつも自衛隊に行くという体験がでていますが、今回はそのような体験があったのかどうか。まずそこまでお願いします。

答(学校経営主幹) まず、最初の特色ある学校づくりの件でありますけども、こちらのほうはそれぞれ7校すべて実施しております。こちらの支援を3種類行いましてこの予算の99万9,612円、このうちの一律支援を各学校に対しまして2万5,000円、合計17万5,000円。それから特色をだすときに、計画をヒアリングします。そのヒアリングによって特別支援というお金を捻出するんですけど、そのお金が全部で39万4,539円。それから残りを自校で捻出してもらおうというお金で43万73円と。この3種類の支援によってすべて7校で特色ある学校づくりを展開していただいておりますけど、特にこの展開につきましては、地域や保護者の実態やその願いがそこに加味された教育活動であるとか、それから保護者とか住民にわかりやすい教育活動であるとか、さらに子どもたちの行動変化が期待される教育活動であるとか、そういったことを視点にしてヒアリングさせてもらっております。それから確かな授業づくりですね、こちらのほうも費用がですね、各校一律25万円をだしてやっております。特にこの事業につきましてはですね、教員の指導力向上

だとか、その中の授業力向上、これを目指して大学教授だとか、指導的立場にある先生、こういった方々を招へいして校内研修とか授業研究の指導、助言を受けて実践的な授業の技量、そういったものを高めております。今年23年度から小学校において新学習指導要領、これが完全実施をされるために昨年につきましては、指導要領に沿った授業を展開させるために講師の講話とか、それから授業づくりの指導だとか、教材研究の方法だとか、実践的な教材づくりだとか、いろんな多岐にわたって指導を受けてまいりました。それから、標準学力検査の実施委託の件でありますけど、こちらのほうにつきましては、国の学力検査は昨年はやっておりません。それぞれ小学校で3年生から6年生につきましては、4学年国語と算数の2教科、それから中学校につきましては全学年の1年生が国語と数学、2、3年生は数学と英語という形の2教科ずつをやっております。それから「あいち・出会いと体験の道場」の関係でありますけど、こちらは昨年につきましてはそれぞれ各中学校とも3日間、高中が9月、南中が12月という形で行いました。特に中学校2年生が対象でありますけど、各自がそれぞれ興味ある職業について調べるというようなことでありまして、御指摘の自衛隊の件ではありますけど、昨年もやはり興味のある子がいまして体験的なことは南中から8名、自衛隊のほうには参加しております。

問（12） 特色ある学校づくりですが、一律が2万5,000円で、あと39万くらいがヒアリングによってというお話でしたが、各学校でどれくらいの割合、ヒアリングで39万くらいを分けたわけではないと思いますので、どれくらいになったのかということがわかれば教えてほしいと思います。それから標準学力検査の関係ですが、子どもに負担をかけていないのかとか、生徒のプライバシーが守られるように取り組んでいるのか、業者名はどのようになっているのか、その点でお聞きいたしておきます。それから中学生の2年生が対象で8名が参加したというお話ですが、これは指導の中でやめさせるようにするべきであると思いますが、その点どうかということです。

答（学校経営主幹） 最初の特色ある学校づくりの件でありますけど、それぞれ昨年度の場合はヒアリングによって順位をつけまして、特別支援における金額を申し上げますと、港小が1位でありまして、15万6,000円、高浜中

が2位で9万円、それから吉浜小が3位で3万9,000円、以下南中は4万5,000円、高取小が1万円、翼小が4万4,000円、高小が1万927円という数字になっております。それから標準学力検査の件でありますけど、特に負担は子どものほうにはかかっておりません。この学力検査ですけど、先ほど少し申し上げましたが、特に小学校というのは、目的としましては、少人数指導の効果の実証というのが一つあります。それと結果を分析して学力の向上の方策をたてる資料に使うということと、国語算数で子どもの領域別に到達度が測定できますので、このところがきちんとはかれて、それを普通の授業に還元ができるというようなことであります。中学校におきましても特に中学校は4月に実施をするんですけども、個別の指導課題がここによって明確になりますので逆に子どもたちにとってはこういった点を今後勉強していけばいいかというところがはっきりして勉強の指針になっております。教研式を使っております。業者名はヤマト屋であります。それから自衛隊の件でありますけど、子どもの意思を今の段階では広範囲に認めるというような方向で進んでおります。

問(12) 10款1項3目のところで不登校のお話が先ほどでしたが、愛知県の比率からいっても高浜は少し多いのではないかとことを思いますが、この点で一時少なかったんですね、またふえてきたというような感じがいたしますが、これはどのような全体として把握してみえるのか、まずその点をお願いいたします。

答(学校経営主幹) 御指摘の不登校でありますけど、全国平均が小学校では、パーセントでいうと0.32という数字になっております。高浜市は0.85、同じく中学校は全国が2.77、高浜市が3.71という数字で確かに数字的には全国平均と比べると多いという傾向があります。したがって、特に指導の三原則というのですかね、という形で学校では、3つの原則をもって指導しております。1つは共感的人間関係をつくるということと、自己決定の場をつくる、3つ目が自己存在感、これによって少しずつ改善をしているなということも思っております。そのために、一人ひとり大切にその困ったなという部分に寄り添うために先ほどのスクールヘルパーとかアシスタントとか、そういっ

たものをつけまして、指導の強化にあたっております。

問（12） ぜひ、ここの中でも、親子関係をめぐる問題とか、無気力っていうのがあるんです、子どもは本来無気力なものではないと思うんです、そういう点で、無気力に見えるという問題があるのかどうかちょっとわかりませんが、もしその辺りで考えがあればお示しいただきたいということと、その関係ですが、先生が夜遅くまで学校に残ってみえて遅くまで電気がついているということがよくあるのですね。時々遅い時間に学校の前、通ることがあるんです、先生の長時間労働、この前、豊川だったか豊橋でもそういう問題で病気された方の裁判があつて認められてますけども、そういう面では健康的に大丈夫なのか、そういう面で、先生の長期休養なんてことはでてないのかどうかその点お示しください。

答（学校経営主幹） 不登校に関する無気力の問題でありますけども、ここはいろいろな原因が重複して結果的に無気力ということを起こしておるので、その原因を探るといふ部分で、探ってから、解決していく。そういったような対応をとっています。長時間労働というのですかね、夜遅くまで、確かに学校の方も遅くまで、時期によってはかなり遅くまで職員室の電気がついているというような状況はあります。校長会等でも特に在校時間の把握、これを始めました、それぞれの職員が朝何時に勤務について、最後何時まで勤務していたかという形で、できるだけ管理職がそれを把握して、多い教員に対しては指導入れるという方策でできるだけ効率的な仕事が展開できるような支援をしております。

問（12） ぜひ、先生方がやむを得ず遅くまで残ってみえることがときにはあるとしても、それが恒常的になっていては次の日子どもたちを指導する場合に、先生自身に、体力的にも大変ですし、ぜひ、そういう面では、しっかり健康管理の部分で見ていただきたいと思います。それから、243ページの学校評価事業ですが、学校が抱えている問題点についても指導いただきというのがあり、そんなような文書がありました、どんなような問題を抱えてみえるのかということと、それから、小学校の給食運営事業ですが、アレルギーの除去食はどのようになっているのかぜひお示しください。

答（学校経営主幹） 先ほど一つ答弁漏れと言いますか、健康障害を今発生している職員はいません。それから、学校評価243ページの9番学校評価事業でありますけども、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたけど、特に学校評価というのは、学校が自ら高めていくというですかね、そういうときには直接的に評価を前にも行っていましたが、これ自己評価という形で行っています。その自己評価にこの地域がどうかかわっていくかという視点が加わってきて学校関係者評価、これが成熟していきます。これが成熟したときに学校のこの自浄能力が高まっていくということでもあります。昨年の評価の部分で課題が4点ほど浮かび上がってきましたけど、その一つが、その校長をはじめとした4役間の役割分担と機能的に動くかどうかという部分で言いますと、まだまだそれができていないという部分の一つあります。それから、二つ目に学校目標というのがあるのですが、その学校目標の重点化とさらに系統化していくというかその部分がまだできていない学校もあると。三つ目が、地域協働という形で、地域と学校との協働こういった部分でもう少し進めていったらどうかとそういう部分とそれから説明をすることに対してそのプレゼンテーション能力がその4役の管理職の中にないという部分で、地域に発信する場合はそのプレゼン能力が必要ですのでその部分も今後課題になるとそういったような4点ほど課題がでてまいりました。続いて給食のアレルギーの件でありますけど、昨年アレルギー対応食検討委員会というのを作りまして、子どもたちのアレルギーの実態から学校でどういう対応をしていけばいいのかというような、市としての一応方針を立てました。基本的にはアレルギーもった子どもに対して、年度の終わりかけ12月に調査をしまして、そのあと順番に新年度に向けてどういう対応をしていけばいいかということも順番に委員会を開いて個別にカルテをつくっていきます。だから今現在そういったアレルギーをもっている子に対してはそれぞれ各学校でそういった個別の対応ができています。

問（10） すみません。一つ質問漏れをいたしました。成果の264ページ、中高生居場所運営委託というところのですね、委託先がTSCとですね、133万9,490円この内容とですね。中高生居場所運営委員会の開催それから

バコハのスタッフ会議が、これは金曜日に44回行われているというこの内容について御説明願いたいと思います。

答（文化スポーツ） まず、中高校生の居場所のバコハ運營業務委託の内容につきましてもはですね、これは中高校生の居場所の提供に関する業務それから中高校生からの相談等に関する業務それから中高校生を対象にいたしました各種講座等の開催に関する業務それから中高校生の情報提供に関する業務それから中高校生スタッフの活動支援に関する業務、あとその他バコハの設置の目的を達成するために必要と認められるような業務といった内容をたかはまスポーツクラブさんのほうにお願いをした内容でございます。それから中高校生の居場所運営委員会のほうは、各地元の町内会長さんとか、あと学校の教頭先生それから生徒さん、そういった方たちの組織によりましていわゆる中高校生の居場所について御議論というような内容をしていただいております。それからバコハのスタッフ会議につきましてもは、文字通りバコハのメンバーの方が金曜日に来ましていろんなコンサートの内容を詰めたりだとか、いろんな活動の内容を詰めたりだとかそういったようなスタッフ会議のほうを行っております。

問（10） そうしますと、年に1回そういう地域の人たちも参画をしてこの運営委員会を開催をされているということで、行政としても当然のことながらグループとしてもここに参加をしているのかあるいはその議事録というのは行政の方に提出されているのかその辺をお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） この会議につきましてもは事務局の方が私ども文化スポーツが所掌してございますので運営委員会は当然こちらのほうが事務の取り扱い、また会議録等の作成をしております。それとバコハのスタッフ会議につきましてもはですね、バコハのメンバーの子が毎回交代じゃないですけども、その日の内容を会議録としておさめております。

問（10） あと利用者の立ち寄り人数だとか、こういうものを簡単に日割りをしてみますと2.7人ぐらいかなというような、私の感覚でいきますと利用率がですね、非常に低いのかなそういうことを思いますと確かこれが平成15年ぐらいの開設かと思っておりますけどもそれ以来8年、利用の改善が見られていないのかなという実感をもっているわけですけども、今後この利用の改善という

ものを行政として考えをもっておみえになるのかお聞かせ願いたいと思います。

答（文化スポーツ） 委員御指摘のとおりですね、このバコハのほうの利用者というのは減少しているというのは否めないところでございます。そういったところこちらのほうもかんがみましてですね、平成23年度は一たんは直営に戻させていただいて、私どものほうが今後子供さんたち中高生の子たちをどういうふうに、将来を担っていただく子供さんたちに期待するところをこの事業の中でですね展開をしていこうというふうに考えてございます。その一例が、今回御案内のとおりドラマづくりのほうはこちらの中高校生、バコハのほうが一番基点になっているというところがございまして、そういったところが今後ですね、若い世代にいろんな体験をしていただくことによってお子さんたちが将来職業の選択であり、またいろんなコミュニケーションの醸成だとかそういったところで養っていただければなというふうに考えております。

問（10） 当然8年その運営していくなかに他学年の交流ということ、そういうことの中に人間関係というものが構築していくのかなとそんなように思っています。そういう面が少し薄れているのかなと思います。いま、リーダーが言ったようにですね、ひとつの起爆剤としてですね、それを本当にあの若い子たちがですね、継承していけるような一過性の花火にならないような運営方法を続けていってほしいなど、これ以後のことについては委員会のほうでまたいろいろ質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

11款 災害復旧費

質 疑 な し

12款 公債費

問（12） 12款1項1目ですね。現在残っている公債費ですね、債権の中で利率の高いもの最高どれだけかということ。繰り上げ償還とか借り換え含めて検討しているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

答（財務評価） まず1点目の利率の関係でございますが、昨年度、22年度7.3%のを償還終了しておりますので、現在は一番高いのが6.6%のものが1件ございます。それから、繰り上げ償還等につきましてははですね、中期財政計画の中でもうたっておりますが、計画期間中につきましてはその財源の確保が困難であるというところで原則実施しないというふうにしておりますが、財源の確保の見込みがですね、生じた場合には総合的に判断して繰り上げ償還も行うこともあるということでございます。

13款 諸支出金

質 疑 な し

14款 予備費

質 疑 な し

委員長 ここで、認定第1号についての質疑漏れがありましたら許可いたします。質疑については、まとめて行っていただくようお願いいたします

問（4） 5款1項2目についてお聞きしたいと思います。ページ数としては192ページ成果書の192ページになります。衣浦職業訓練センターの補助金がですね平成21年度で3,000万あったのがですね、平成22年度においてですね2,000万に下がった理由をお聞かせください。

答（地域産業） 平成22年度が2,000万に下がった理由でございますけれども、平成21年度末で公社職員が1人退職しましたので、平成22年度は職員体制を4名から3名への職員体制で行っております。それともう一点、当公社の事業改善を目的といたしております利活用の検討調査費が約370万くらいございますけれどもそれをあわせまして約1,000万くらいになります。そ

れが主な減の理由でございます。それと、委員も御承知だと思いますけど、衣浦地域訓練センターの管理公社につきましては、今後の施設利用を理事会等で検討いたしました結果、平成22年度末をもって解散しておりますので御報告申し上げます。

問(12) 4款2項2目ですが、市営墓地は現在どれぐらい残っているのか、22年度は何基でたのか、今後の計画どのように考えてみえるのかお示ください。

答(市民生活) まず墓地の状況でございますが、21年の9月6日に高浜南霊苑の336区画の全てが完売をいたしております。現在空きの状況は0という状況でございます。22年度につきましては、1件の許可をおろしておりますが、これにつきましては高浜東霊苑の返還分そちらの部分を1件渡しをしておるという状況でございます。最後に今後の墓地の計画と言うところでございますが、毎年というか御回答させていただいておりますけども今後高浜市営という形ですね、墓地を整備していくということは今のところ考えておりません。

委員長 他に。他に質疑もないようですので、認定第1号についての質疑を打ち切ります。ここでお諮りいたします。審査の途中ですが、本日の審査はこれをもって打ち切りとし、14日、午前10時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、本日の審査は、これをもって打ち切ります。14日、午前10時より再開いたします。本日は、これにて散会いたします。長時間、御協力をありがとうございました。

散会 午後4時46分